

高松市自治基本条例（仮称）に関する  
提 言 書

平成20年11月

高松市自治基本条例を考える市民委員会



## はじめに

高松市自治基本条例を考える市民委員会は、公募委員7人を含む19人の委員で構成され、今年2月に立ち上がりました。

「自治基本条例」。この条例について、抽象的で掴みどころがなく、多くの市民の方が感じるモヤッと感を的確に捉え直し、未来を見据えて整理していくことが、私たち委員に与えられた課題の一つでもありました。

市民委員会の運営で重視したことは、委員各自の考えやポテンシャルを引き出し、議論の進行を整理する、そして、手間はかかりますが、これからの市民と行政との間で展開されるであろう典型的なサンプルを、この委員会が自らの議論過程で実践してみせる、という参加型の合意形成プロセスを重視することに徹したことです。特に、最初の数回は、委員全体の知識の平準化と方向性の一致を模索するため、こうした委員会運営では珍しいワークショップ形式を取り入れました。

このワークショップを行ったことによって、「市民とは何ぞや?」とか「協働とは何ぞや?」など、専門知識を持っていない私たち委員にとっては頭から煙が出そうな、アカデミックな奥の深い問題も、委員自身の言葉で自由闊達な議論を重ねることができました。市民委員会の開催回数は、当初の予定を大幅に超えて計15回になりましたが、なんとか空中分解することなく、提言書の提出まで到達出来ました。

自治基本条例は、市民が行政と共に歩もうとする時、その先を指し示す道標（みちしるべ）となるものです。どこへ行くのかといった「まちづくり」の方向は、総合計画にて示されますが、その目標へどうやって近づくのかという手法、プロセスのあり方について、市民主権の立場から示したものが自治基本条例です。

自治基本条例は、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定めるものであることから、抽象的表現が多く、条例を制定することによって何か変わるのか、と思われるかもしれません。確かに、他の自治体においては、自治基本条例を制定しても制度が追いついていない例もみられるようです。そのため、お題目を作っておしまいではなく、今後、実効化するための、制度の補完や充実を図っていく必要があるでしょう。

この提言書は、19人の委員が、主体的な参画プロセスの中で議論し、まとめた、合意形成の結果であり、知恵の結晶です。この一粒が核となって、今後、多くの市民の意思が積み重なり、更に市域全体に広がり、高松市らしい自治基本条例が誕生することを期待します。

最後になりましたが、8か月余りという期間、議論を真摯に重ねてくれた委員各位に深い敬意を払うとともに、専門的見地から示唆に富んだ助言をいただいたアドバイザー、会議を傍聴いただいた皆様、フォーラムでエールやご意見を寄せて下さった市民の方々ならびに度重なる会議の準備等に奔走された事務局に深く感謝申し上げます。

平成20年11月4日

高松市自治基本条例を考える市民委員会  
委員長 柘植敏秀

## 目 次

I	自治基本条例制定の背景	1
II	自治基本条例とは	2
III	検討プロセスの特徴	3
1	ワークショップ形式での検討	
2	PI（パブリック・インボルブメント）活動の展開	
(1)	「市民委員会瓦版」の発行	
(2)	「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう！～」の開催	
IV	高松市自治基本条例（仮称）の特徴	4
1	3つの主体の明確化	
2	3つの基本原則	
V	高松市自治基本条例（仮称）の基本構造	5
VI	高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい内容と考え方	
1	前文	6
2	総則	
(1)	目的	7
(2)	条例の位置付け	7
(3)	定義	7
(4)	基本原則	10
3	市民主権と協働	
(1)	市民参加の権利	11
(2)	権利の行使と責任の履行	11
(3)	市民の知る権利	11
(4)	情報公開制度	12
(5)	個人情報保護制度	12
(6)	市民参加の機会	12
(7)	協働のパートナーの育成	13
(8)	住民投票	14

(9) 総合計画の位置付け	16
4 行政の役割と責務	
(1) 市長の責務	17
(2) 行政組織の編成	17
(3) 職員倫理と意識	19
(4) 要望・苦情への対応	19
(5) 行政の説明責任	21
(6) 安全安心の優先確保	23
(7) 外部監査・行政評価	23
(8) 財政運営	26
5 議会・議員の役割と責務	
(1) 議会の責務	27
(2) 開かれた議会	27
(3) 議員の責務	29
(4) 議員の情報公開	29
(5) 議員の研鑽	29
6 連携と協力, 改正等	
(1) 国や他の地方公共団体との協力	32
(2) 本条例の進捗管理	32
(3) 改正・見直し	32

## 資料

1 高松市自治基本条例を考える市民委員会の検討経過	34
2 高松市自治基本条例を考える市民委員会委員等名簿	35
3 高松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱	36
4 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう!～」 について	38
5 瓦版 (Vol.01～10)	41

# I 自治基本条例制定の背景

平成12年4月に地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行されたことに伴い、国の機関委任事務が廃止されるなど、「国と自治体の対等関係」の構築による団体自治の拡充を目的とした第一次地方分権改革が進められるとともに、平成16年から「三位一体改革」（国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の三改革を一体的に行うこと）が実施されたことにより、地方の自主性・自立性が高められました。

しかし、このような改革を経ても、なお国から地方への権限移譲や税源移譲などの課題が残っていたため、更なる分権型社会の実現を目指し、平成19年4月に地方分権改革推進法が施行され、地域に住む住民が自らの意思によって地域の行政を決定する住民自治の拡充などのための第二次地方分権改革が始まりました。

このような地方分権の大きな流れの中、自治体は自己決定・自己責任の推進体制を自ら構築していくことが重要となります。

さらに、人口減少、少子高齢化社会の到来や、環境問題、自治体の財政状況の悪化など、行政が対応しなければならない課題は増加しています。また、平成の合併による行政区域の拡大への対応も必要となっています。こういった状況の中で、限られた財源や人材を最大限有効活用しながらも、複雑・多様化する行政課題への対応について、行政だけでなく住民もこれまで以上の努力が求められています。

また、阪神淡路大震災を契機として、市民参加やNPO等の市民活動の機運の高まりとともに、行政主導による公共の限界が明確になりました。このため、行政だけでは対応できない状況において、住民同士が自ら公共の役割を担うという時代状況が生まれ、そこから住民自治の本格的な取組が始まりました。

このような住民自治の本格的な取組の中で、住民は、地域の問題を自分達の手で、できるだけ解決していこうとしています。これまでのように行政主導、行政におまかせではなく、住民が行政に積極的に働きかけをするようになってきたのです。

このため、行政では、さまざまな条例や規則等を束ね、自治体運営の基本原則を定める体系化したルールを必要としており、住民は、住民と行政との関係を明確にし、自治の進め方をわかりやすくすることが必要になりました。このような時代の要請に応えるものとして、自治基本条例の制定が各自治体で進んでいます。

一方、高松市では、各種団体やNPO、企業等が連携し、行政とのパートナーシップによりまちづくりを行うため、「自助、共助、公助による協働のまちづくり」を基本目標に、市民みんなが住みやすいまちづくりを進めています。また、地域みずからの自己決定と自己責任を基本に、行政と共に考え、共に行動する中で、主体的にまちづくりを進める、地域コミュニティの構築に努め、各地区（校区）の自治会を中心と

した各種団体等で構成される地域コミュニティ協議会の活動を支援するなど、地域住民による主体的なまちづくりを促進しています。

自らのまちは自らが治めていくといった住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を条例で定めることは、市民主体の市政運営を進める上で重要です。

そこで、高松市においても、条例制定過程から市民が主体的に参加し、市民の立場で条例に盛り込む内容を議論する場として、公募委員7名を含む計19名の委員で構成された「高松市自治基本条例を考える市民委員会」（以下、「市民委員会」という。）が設置されました。市民委員会では、平成20年2月から議論を開始し、これまで15回にわたって討議・検討した結果について、以下のとおりまとめました。

## Ⅱ 自治基本条例とは

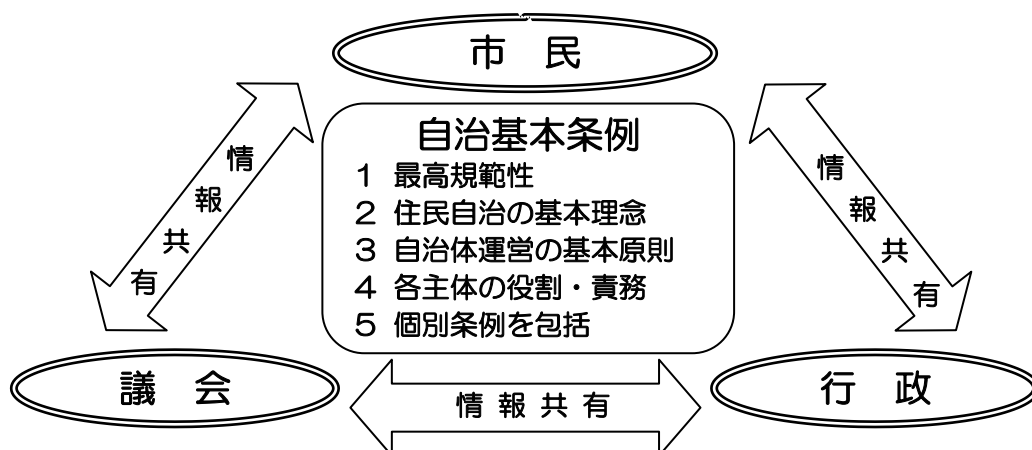
住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則について定めるものが自治基本条例です。市民主権や市民参加を具体化した条例として、これまでも個別的には情報公開条例等がありました。一方、自治基本条例は、これらの条例等を束ねた包括的な枠組み条例であり、これからのまちづくりに必要な条例です。

また、個別の条例や計画、施策の上位に位置付けられるため、いわば、「自治体の憲法」とも称されています。

自治基本条例は、一般に、自治の基本原則のほかに、市民の権利、議会や行政の役割と責務、市民参加や市民と行政との協働などを定めています。

自治基本条例が制定されることにより、身近な課題を自ら解決していく住民自治の基本理念が広く認識され、主体的に考えて行動する市民が増えていくことが期待されます。すなわち、私たち市民が市政に参加するためのルールが整備されることにより、開かれた風通しの良い行政運営が推進されていくこととなるのです。

【イメージ図】



### Ⅲ 検討プロセスの特徴

#### 1 ワークショップ形式での検討

第1回会議において、検討プロセスにワークショップをとり入れることが提案され、第2回会議から3回にわたり、市民、行政、市長、議会をテーマに、ワークショップ形式で議論しました。

ワークショップの効果は次のとおりです。

- (1) 委員相互の意識や情報を共有し、相互理解を深めることができました。
- (2) 市民、行政、市長、議会という自治の主体別に「理想、問題点、解決策」を議論したことにより、委員間の共通認識を図ることができました。
- (3) 自由な意見や施策に対する想いが出され、それらを分類、整理することで条例骨子案としての合意形成を図ることができました。

#### 2 ※<sup>1</sup> P I（パブリック・インボルブメント）活動の展開

自治基本条例は、市民が必要性を認識し、市民が十分議論してつくるものであることから、市民委員会では、市民に委員会での検討内容や過程を知ってもらい、参加してもらいながら、市民の意見を吸い上げ、反映することが大切だと考えました。

##### (1) 「市民委員会瓦版」の発行

市民委員会では、委員会で議論している内容を市民に積極的に公開しました。その一つが市民委員会による瓦版の発行（Vol.01～Vol.10）です。毎回の会議内容を分かりやすくまとめ、ともに考えていく必要性を知ってもらい、市民からの意見を募りました。瓦版は、市ホームページに掲載するとともに、コミュニティセンターや図書館など市の施設に配置しました。

##### (2) 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう！～」の開催

市民委員会で議論した内容について、市民に問いかけ、市民の皆さんの意見を反映させるため、市民委員会主催で「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう！～」を平成20年7月25日（金）に、市役所1階の市民ホールにおいて開催しました。自治基本条例に盛り込む内容として、市民委員会が取りまとめた条例体系骨子案について説明し、市民の皆さんから30件あまりの意見をいただきました。

※<sup>1</sup> P I（パブリック・インボルブメント）とは、政策形成の過程において、市民の意見を吸い上げるために、市民の意思表明の機会をつくる試みです。



## Ⅳ 高松市自治基本条例（仮称）の特徴

### 1 3つの主体の明確化

自治の主体である市民，行政，議会の3つの主体を明確に位置付け，それぞれの役割と責務を定めました。

### 2 3つの基本原則

地方分権時代におけるまちづくりの観点から，次の3原則を基本原則としました。

#### (1) 情報共有の原則

まちづくりの進め方として，まず，市民が市政に参加しようとするときには，行政が所有する情報を知ることが必要です。市民，行政，議会が同じ情報を持つことが情報の共有であると考え，情報共有の原則としました。

#### (2) 過程明示の原則

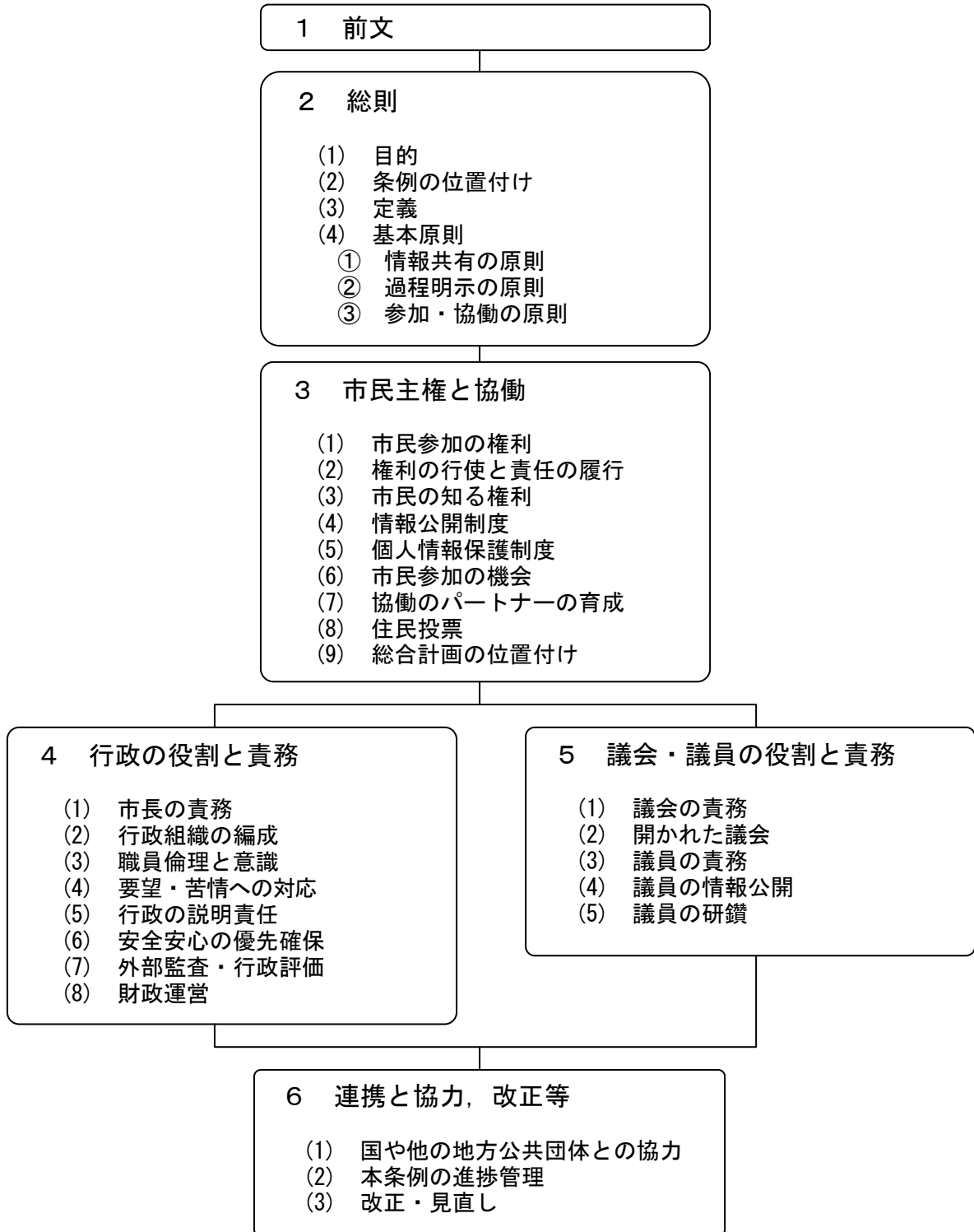
市民が情報を知り，市政に参加し，施策の是非を議論するときには，既に決まった情報だけではなく，議論し決定するまでの過程についての情報も知る必要があることから，過程を明示することを原則としました。

#### (3) 参加・協働の原則

自治基本条例の中心となる原則で，これからのまちづくりには，市民が主体的に参加することや，市民，行政，議会それぞれの主体が，対等かつ自由な立場で，それぞれの違いと特性，社会的役割を踏まえて，協働で取り組むことが重要であると考え，参加・協働の原則としました。

# V 高松市自治基本条例（仮称）の基本構造

市民委員会では、高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい内容の骨子について、次の基本構造に整理しました。



## Ⅵ 高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい

### 内容と考え方

市民委員会では、高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい内容と考え方について、次のとおりまとめました。

#### 1 前文

- ・高松市自治基本条例（仮称）に前文を置きます。
- ・前文には、日本国憲法の理念である国民主権の概念を入れること、市民と行政・市長と議会・議員の関係を整理すること、国際的視野も含め持続可能性のある地域社会を目指すこと、自覚し自立した市民像、責任を持って積極的にまちづくりに参加する市民像を書きます。

#### 【考え方】

高松市自治基本条例（仮称）は、高松市の住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定めるという条例制定の目的を明らかにすること、および条例が目指している理想を分かりやすく宣言し、住民自治のまちづくりを目指す市民の決意を表明するため、前文を置くこととします。

また、市民委員会での議論の中で以下のキーワードが出てきたことから、このキーワードを踏まえた前文になることを望みます。

男女共同参画，安全安心なまちづくり，生きる権利，少子高齢化への取組，  
医療制度の健全，環境との共生，自然との調和，地場産業の活性化，  
観光の活性化，文化の創造

## 2 総則

### (1) 目的

- ・市民主権を基本とし、市民、行政、議会の役割や関係を明らかにし、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を定めます。
- ・市民が主体的に市政に参加・協働するルールを定めます。
- ・住民自治を実現します。

#### 【考え方】

市民自らが自らの地域のことを考え決めていくことが、自治の基本であり、市民主権を基本とします。

市民は、代表として市長や議員を選挙によって選び、市政を信託しますが、市民が市政に参加することと、市民と行政、議会各主体の協働が基本になります。

### (2) 条例の位置付け

- ・高松市の最高規範であり、この条例の趣旨を市民、行政、議会は最大限に尊重します。

#### 【考え方】

自治基本条例は、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を定める条例で、最高規範として位置付けられます。このため、高松市の条例や規則等は、高松市自治基本条例（仮称）との間に矛盾がないように整合性を図っていく必要があります。

### (3) 定義

- ・この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいいます。ただし、住民投票の資格要件については、別に定めます。
  - ① 高松市に居住する者
  - ② 高松市に通勤・通学する者
  - ③ 高松市で事業を営み、または活動する団体
  - ④ 高松市に関心を持つ者
- ・「コミュニティ」とは、居住地や関心を共にすることで営まれる共同体であり、特に地縁に基づくコミュニティを「地域コミュニティ」として区別しています。高松市は、原則小学校区を単位として、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりであり、自治会をはじめとする地域の各種団体等を中心に構成されたものを「地域コミュニティ協議会」として認定しています。
- ・「行政」とは、高松市での地方自治法第138条の2に定める執行機関をいいます。具体的には、高松市長、高松市教育委員会、高松市選挙管理委員会、高松市監査委員など、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理および執行に当たって自ら決

定できる機関を指しています。

- ・「協働」とは、市民、行政、議会それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組むことです。
- ・「参加」とは、市民が、市政に対して意思を表明し、行動することをいい、市の政策の立案、実施および評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与する「参画」を含めます。

#### 【考え方】

条例を解釈する上での共通認識を持つため、重要な用語の意義を明確に定めます。

「市民」では、市内に住む人はもちろんのこと、他市町から市内に通勤または通学している人も、自治を担う責務と権利を有するという観点から、「市民」と定義します。

また、個人のみならず法人その他の団体も自治を担う責務と権利を有するという観点から「市民」と定義します。

さらに、高松市に関心を持つ人についても、多様な主体とのかかわりを持つという観点から「市民」と定義します。

なお、住民投票の資格要件における「市民」の範囲については、別途住民投票条例で定めることとします。

「コミュニティ」では、高松市のコミュニティについての考え方も含めて説明しています。

「行政」では、高松市長、高松市教育委員会など、高松市の執行機関を指すものと定義します。

「協働」では、市民、行政、議会各主体がそれぞれの機能に応じた役割分担をして、協働で公共的課題の解決に当たることを定義します。

「参加」では、市民が市政運営に主体的に加わることを定義します。なお、この「参加」には、意思形成にかかわるという意味の「参画」を含めます。

## 論点票（「市民」の定義）

1	概要	自治の主体となる市民の範囲を定める。																																																																																																																																										
2	法的根拠	なし（「住民」については、地方自治法第十条にて規定） 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村およびこれを包括する都道府県の住民とする。																																																																																																																																										
3	論点	① 市民の範囲についてどう定めるか。 広義の場合（かかわりを有するすべての者） > 一般的な場合 > 狭義の場合（市の区域内に居住する者） ② 団体，事業者を含むか																																																																																																																																										
4	結論	① 市民の概念については、高松市に関心を持つ人も含めた広い範囲とする。ただし、住民投票に係る資格要件については、投票に参加できる者を正確に把握する必要があるなどの理由により、住民票がある18才以上か20才以上の人と一定の制限を設けることとする。 ② 高松市で事業を営み、または活動する団体を含むこととする。																																																																																																																																										
5	他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th rowspan="2">施行年月</th> <th colspan="5">「市民」に含まれるもの</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>在住者</th> <th>在勤者</th> <th>在学者</th> <th>市内で活動する者</th> <th>市内で活動する事業所・団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△「事業者等」として別に定義している。</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>定義していない。</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>「生活の関わりを有するすべての者」も加えている。</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>定義していない。ただし、別規定に「町外の人々との連携」あり。</td></tr> </tbody> </table>						自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	「市民」に含まれるもの					備考	在住者	在勤者	在学者	市内で活動する者	市内で活動する事業所・団体	川崎市	H17.4	○	○	○	○	○	—	静岡市	H17.4	○	○	○	○	○	—	札幌市	H19.4	○	○	○	○	○	—	新潟市	H20.2	○	○	○	○	○	—	豊田市	H17.10	○	○	○	○	○	—	岐阜市	H19.4	○	○	○	○	○	—	大和市	H17.4	○	○	○	○	○	—	太田市	H18.4	○	○	○	○	○	—	平塚市	H18.10	○	○	○	—	○	—	三鷹市	H18.4	○	○	○	○	△	△「事業者等」として別に定義している。	帯広市	H19.4	○	○	○	○	○	—	さぬき市	H17.4	—	—	—	—	—	定義していない。	善通寺市	H17.10	○	○	○	○	○	「生活の関わりを有するすべての者」も加えている。	丸亀市	H18.10	○	○	○	—	○	—	ニセコ町	H13.4	—	—	—	—	—	定義していない。ただし、別規定に「町外の人々との連携」あり。
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	「市民」に含まれるもの					備考																																																																																																																																					
		在住者	在勤者	在学者	市内で活動する者	市内で活動する事業所・団体																																																																																																																																						
川崎市	H17.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
静岡市	H17.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
札幌市	H19.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
新潟市	H20.2	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
豊田市	H17.10	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
岐阜市	H19.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
大和市	H17.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
太田市	H18.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
平塚市	H18.10	○	○	○	—	○	—																																																																																																																																					
三鷹市	H18.4	○	○	○	○	△	△「事業者等」として別に定義している。																																																																																																																																					
帯広市	H19.4	○	○	○	○	○	—																																																																																																																																					
さぬき市	H17.4	—	—	—	—	—	定義していない。																																																																																																																																					
善通寺市	H17.10	○	○	○	○	○	「生活の関わりを有するすべての者」も加えている。																																																																																																																																					
丸亀市	H18.10	○	○	○	—	○	—																																																																																																																																					
ニセコ町	H13.4	—	—	—	—	—	定義していない。ただし、別規定に「町外の人々との連携」あり。																																																																																																																																					
<p>※2 自治基本条例制定済みの自治体のうち、上から順に、政令指定都市（4市）、中核市（2市）、人口20万人以上で先進的と思われる自治体（3市）、人口20万人未満で先進的と思われる自治体（2市）、県内自治体（3市）、全国に先駆けて自治基本条例を制定したニセコ町の各条例の内容を一覧表にまとめました。</p>																																																																																																																																												

#### (4) 基本原則

・基本原則として、「情報共有」、「過程明示」、「参加・協働」の3原則を位置付けます。

##### 【考え方】

「情報共有の原則」とは、市民が市政に参加するために、行政から分かりやすく情報が開示されるだけでなく、市民、行政、議会が情報を共有することです。

「過程明示の原則」とは、市民に分かりやすく情報を提供する行政の説明責任が求められる中で、行政が施策等を決定する前の情報や、過程の公開もできる限り行なうことです。

「参加・協働の原則」とは、これからのまちづくりは、市民が主体的に市政に参加するとともに、市民、行政、議会が、それぞれ独自の機能に応じた役割分担を行う中で、対等かつ自由な立場で協働することにより、公共的課題を解決していくことです。

### 3 市民権と協働

#### (1) 市民参加の権利

- ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。
- ・市民参加の機会は公平公正に与えられることが大切です。

##### 【考え方】

市民参加の権利は、市民がまちづくりに参加する権利です。

市民は、まちづくりの主体として、様々なまちづくりの活動を行ったり、市政に対して、意見を表明したり、提案することができます。まちづくりへの参加は、自発的、主体的に行われることを踏まえた上で、参加の機会は公平公正に与えられなければなりません。

#### (2) 権利の行使と責任の履行

- ・市民は、政策の立案、実施、評価の各段階において、積極的に参加します。
- ・市民は、まちづくりに参加する権利を行使するに当たっては、まちづくりの主体としての自覚と責任を持ちます。
- ・市民は、まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割や位置付けを認識し、積極的に参加します。

##### 【考え方】

市民には、まちづくりに参加する権利がある一方、まちづくりの主体として自覚し、できるだけ積極的にまちづくりに参加することが求められていると考えられます。また、権利の行使に当たっては、あくまでも自立した市民として、自らの責任の下、自主的自発的に行動しなければなりません。

また市民は、最も身近な地域の課題を互いに共有し解決を図る場として、地域コミュニティの役割や位置付けを認識し、できる限り参加することが求められます。

#### (3) 市民の知る権利

- ・市民には、市政運営に関する情報について、知る権利があります。
- ・行政は、市政運営に関する情報について、政策形成過程の段階もできる限り公開します。

##### 【考え方】

市民の知る権利は情報共有の原則を形づくる重要な要素であるため、市政運営に関する情報の提供を求め、取得する権利として明確に定めます。

市政運営に関する情報のうち、政策の立案・実施・評価の各段階での情報を公開することが市民参加を進めるためには必要です。一方、政策形成過程を公開した場合、市民が現状や課題を理解しないまま、本当かどうかも分からない情報が錯綜して、混乱が生じてしまう恐れがあるので、配慮した上で、行政はできる限り公開します。



#### (4) 情報公開制度

- ・行政は、市政運営に関する市民の知る権利を保障し、行政文書をはじめとする市政情報の公開を公正かつ適正に進めます。

##### 【考え方】

情報公開制度は、市民の知る権利を具体化する制度であり、行政は、市民の求めに応じて、積極的に市政の情報公開を行う必要があります。

##### 【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市情報公開条例
- ・高松市行政資料閲覧規程

#### (5) 個人情報保護制度

- ・行政は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、提供について適正に取り扱います。

##### 【考え方】

行政は、円滑に市政を執行するため、多くの個人情報の収集、利用、提供を行っていますが、これらの個人情報の保護を十分に図る必要があります。

個人情報の取扱いに関し、市民の権利利益を侵害されることのないように、個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにするとともに、「高松市個人情報保護条例」により適正に取り扱う必要性があります。

##### 【関連する高松市の主な条例】

- ・高松市個人情報保護条例

#### (6) 市民参加の機会

- ・行政は、市政に市民の意見を反映させるため、市政に参加しにくい状況にある人々への配慮を含め、広く市民が市政に参加できる機会を確保し、その制度を充実させます。
- ・行政は、政策決定過程における市民参加を促進するため、重要な政策等の立案に当たっては、その内容等を公開し、市民からの意見を求め、意見に対する考え方等を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行います。
- ・行政は、政策の立案・実施・評価の各過程における市民参加を進めるため、審議会などの附属機関に、公募委員を加えます。

##### 【考え方】

市政に市民の意見を反映させるため、市民が市政に参加できる機会が確保されるとともに、多様な参加制度が整備されなければなりません。

高松市では、市の基本的な政策等を策定するとき、その策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、市民から提出された意見の概要および意見に対する市の考え方等を公表するパブリックコメントを実施しています。また、審

議会等の附属機関に広く市民の意見を反映させるため、委員を公募することとしており、幅広い市民が委員として参加できるよう、より一層、公募委員の積極的登用を進めます。

【関連する高松市の主な要綱等】

- ・高松市パブリック・コメント手続要綱
- ・高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱
- ・高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針
- ・高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

(7) 協働のパートナーの育成

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・行政は、市民の積極的な参加によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティ協議会やNPOなどの団体を支援します。そして、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。</li><li>・行政は、協働のパートナーを育成するため、学習機会を充実するとともに、生涯学習の視点から体系的に育成をします。</li></ul> |
|--|

【考え方】

市民と行政がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題を解決します。

今後、地域内分権が進んでいく中で、地域コミュニティ協議会や様々な市民活動団体などをまちづくりの担い手として位置付け、育成する必要があります。

また、協働の担い手となる人材の育成は、体系的に実施することで、より大きな成果が得られると考えられることから、あらゆる世代を対象として様々な機会を提供していくことが重要です。

【関連する高松市の主な要綱等】

- ・平成20年度地域まちづくり交付金等交付要綱
- ・高松市地域コミュニティ構築に係る支援事業補助金交付要綱
- ・高松市地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金交付要綱
- ・NPOと行政との協働に関する基本方針・基本計画
- ・NPOと行政との協働を進めるための指針
- ・高松市協働企画提案事業実施に関する要綱

## (8) 住民投票

- ・市民は、市政の重要事項について、住民投票を請求することができます。
- ・議会および市長は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させる必要があるときは、住民投票を実施することができます。
- ・議会および市長は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果を踏まえた政策的判断について、市民に対して説明します。
- ・住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【考え方】

市民主権の観点から、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができるという市民参加を保障する住民投票制度について定めます。

議会および市長は、市政の重要事項について、直接市民の意思を確認する手段の一つとして、住民投票を実施することができます。

さらに、議会および市長は、市民生活に重大な影響を及ぼす重要事項について行われた住民投票の結果を尊重します。そして、住民投票の結果を踏まえて行った重要事項に関する政策的判断について、市民に対して説明を行わなければなりません。

また、住民投票の発議権や投票資格者の範囲など、住民投票を行うに当たっての具体的な事項は、別に条例で定めます。

なお、住民投票には、一定の条件を満たせば住民投票を行う常設型の住民投票制度と、必要に応じてその都度条例を制定する非常設型の住民投票制度がありますが、市民委員会においては、どちらの方式を採用するかについて言及しないこととしました。

## 論点票（住民投票）

1 概要	<p>住民投票は、特定の政策など一つのテーマに対する賛否を、住民の意思として直接表明する制度であり、かつ間接民主制を補完する参加の制度として位置付けできる。</p> <p>住民投票の結果については、議会や首長は、その結果を尊重・参考にして、的確な政策決定を行う。</p>																																																																																																																								
2 法的根拠	<p>なし。（地方自治法第74条にて、有権者の1/50以上の者の連署にて住民投票条例などの条例制定を住民が長に対して直接求めることができる。ただし、条例制定には議会の議決が必要。）</p>																																																																																																																								
3 論点	<p>① 市民から住民投票を請求できる規定を盛り込むのか。</p> <p>② 議会および市長の側から住民投票を実施できるのか。</p> <p>③ 住民投票後の結果について、どう取り扱うのか。</p> <p>④ 住民投票の具体的事項については、条例に記載するのか。</p>																																																																																																																								
4 結論	<p>市民主権の観点から、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民の意思を的確に反映させるために行われる住民投票制度について、条例に盛り込むことにする。</p> <p>盛り込みたい内容については、次のとおりとする。</p> <p>① 市民が、直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加できるという市民参加を保障する住民投票を実施できることとする。</p> <p>② 議会および市長は、市政の重要事項について、市民参加の一つとして、直接市民の意思を確認するため、住民投票を実施できることとする。</p> <p>③ 住民投票の結果については、議会および市長が意思決定をする際に尊重されるべきものであり、また、議会および市長は、住民投票の結果を踏まえた政策的判断について、市民に対して説明を行うこととする。</p> <p>④ 住民投票を行うに当たっての具体的事項は、別に条例で定めることとする。また、住民投票には、一定の条件を満たせば住民投票を実施できる「常設型」の住民投票制度と、必要に応じてその都度条例を制定しなければならない「非常設型」の住民投票制度があるが、「常設型」か「非常設型」かどちらにするかは言及しないこととした。</p>																																																																																																																								
5 他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th rowspan="2">施行年月</th> <th colspan="3">住民投票の項目について</th> <th rowspan="2">結果の取扱い</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>常設型</th> <th>非常設型</th> <th>具体的な要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市</td> <td>H17.4</td> <td>○</td> <td></td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>川崎市住民投票条例(H20.6制定)</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>H17.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>規定なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>札幌市</td> <td>H19.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>H20.2</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>H17.10</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>岐阜市</td> <td>H19.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>H17.4</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>市に住所を有する満16歳以上の者総数の1/3以上</td> <td>尊重</td> <td>大和市住民投票条例(H18.10.1施行)</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>H18.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>H18.10</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三鷹市</td> <td>H18.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>市に住所を有する満18歳以上の者総数の1/50以上で条例案を添えて請求</td> <td>規定なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>帯広市</td> <td>H19.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>さぬき市</td> <td>H17.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>規定なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>善通寺市</td> <td>H17.10</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>意見交換の場を設ける。</td> </tr> <tr> <td>丸亀市</td> <td>H18.10</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>尊重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ニセコ町</td> <td>H13.4</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>規定なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	住民投票の項目について			結果の取扱い	備考	常設型	非常設型	具体的な要件	川崎市	H17.4	○		—	尊重	川崎市住民投票条例(H20.6制定)	静岡市	H17.4	—	○	—	規定なし	—	札幌市	H19.4	—	○	—	尊重	—	新潟市	H20.2	—	○	—	尊重	—	豊田市	H17.10	—	○	—	尊重	—	岐阜市	H19.4	—	○	—	尊重	—	大和市	H17.4	○	—	市に住所を有する満16歳以上の者総数の1/3以上	尊重	大和市住民投票条例(H18.10.1施行)	太田市	H18.4	—	○	—	尊重	—	平塚市	H18.10	—	○	—	尊重	—	三鷹市	H18.4	—	○	市に住所を有する満18歳以上の者総数の1/50以上で条例案を添えて請求	規定なし	—	帯広市	H19.4	—	○	—	尊重	—	さぬき市	H17.4	—	○	—	規定なし	—	善通寺市	H17.10	—	○	—	尊重	意見交換の場を設ける。	丸亀市	H18.10	—	○	—	尊重	—	ニセコ町	H13.4	—	○	—	規定なし	—
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	住民投票の項目について			結果の取扱い	備考																																																																																																																			
		常設型	非常設型	具体的な要件																																																																																																																					
川崎市	H17.4	○		—	尊重	川崎市住民投票条例(H20.6制定)																																																																																																																			
静岡市	H17.4	—	○	—	規定なし	—																																																																																																																			
札幌市	H19.4	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
新潟市	H20.2	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
豊田市	H17.10	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
岐阜市	H19.4	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
大和市	H17.4	○	—	市に住所を有する満16歳以上の者総数の1/3以上	尊重	大和市住民投票条例(H18.10.1施行)																																																																																																																			
太田市	H18.4	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
平塚市	H18.10	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
三鷹市	H18.4	—	○	市に住所を有する満18歳以上の者総数の1/50以上で条例案を添えて請求	規定なし	—																																																																																																																			
帯広市	H19.4	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
さぬき市	H17.4	—	○	—	規定なし	—																																																																																																																			
善通寺市	H17.10	—	○	—	尊重	意見交換の場を設ける。																																																																																																																			
丸亀市	H18.10	—	○	—	尊重	—																																																																																																																			
ニセコ町	H13.4	—	○	—	規定なし	—																																																																																																																			

## (9) 総合計画の位置付け

- ・行政は、総合計画の策定に当たって、あらゆるプロセスにおいて、市民が参加できる機会を充実させます。
- ・行政は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切な進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民に分かりやすく公表します。

### 【考え方】

地方自治法第2条第4項の規定により総合的かつ計画的な行政運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を策定し、これに即して事務処理を行うよう定められています。

そこで、総合計画の策定や進行管理を行うに当たって、市民への参加機会の充実や情報提供をすることについて定めます。

総合計画の策定に当たっては、市民が多様な方法で参加できるように、機会を充実させる必要があります。

また、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、市民参加の下で、適切に進行管理を行い、結果を分かりやすく定期的に市民に公表する取組が重要です。

### 【関連する高松市の規程】

- ・高松市総合計画の策定および実施規程

## 4 行政の役割と責務

### (1) 市長の責務

- ・市長は、行政の最高責任者として職務を遂行します。
- ・市長は、市民の信託に応え、法律に基づく権限等を適正に行使し、公正かつ誠実な市政運営を行います。

#### 【考え方】

市長は行政の最高責任者であることを明確にします。

また、市民委員会では、①しっかりした高松市のビジョンを持ってほしい、②市民の声を聞き、市民の目線で考えてほしい、③情報公開をきちんと行ってほしい、④健全な財政運営をしてほしい、⑤国や県とのパイプ役になってほしいなど、市長に対する期待の大きさを表す意見が多く出たことから、市民の信託に応え市政運営を行うことが責務であると言えます。さらに、法律によって、それを実現できる特別な権限等が与えられていることから、その権限等を適正に行使し、公正かつ誠実な市政運営を行うよう求めます。

#### 【関連する高松市の主な条例】

- ・高松市長の資産等の公開に関する条例

### (2) 行政組織の編成

- ・市長は、組織の編成に際し、個別の事案によっては、従来の縦割りの組織以外に、横断的に対応できる組織を作ることができます。

#### 【考え方】

行政組織の縦割りによる弊害によって、市政の企画・実施が滞らないようにしなければなりません。そのため、個別の事案によっては横断的な組織を作ることができる旨を明記し、今までなかった制度的な裏付けを与えます。

#### 【関連する高松市の主な条例】

- ・高松市事務分掌条例

## 論点票（行政組織の編成）

1 概要	<p>市政の企画・実施にあたり重要な役割を担っている行政（執行機関）の組織や機能のあり方を明確にします。</p>																																																																																																																				
2 法的根拠	<p>地方自治法第138条の3</p> <p>普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。</p>																																																																																																																				
3 論点	<p>① 横断的な組織編成を可能にする旨を盛り込むのか。</p>																																																																																																																				
4 結論	<p>① 市長は従来の組織とは別に、個別事業に対して横断的に対応できるプロジェクトを作ることができる旨を盛り込むこととした。</p>																																																																																																																				
5 他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th rowspan="2">施行年月</th> <th colspan="4">ポイント</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市民に分かりやすい</th> <th>機能的(効率的)</th> <th>組織横断的な調整(連携)</th> <th>社会経済情勢の変化等への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>記載なし</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>記載なし</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>不断の見直し</td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>記載なし</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>記載なし</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>常に見直す</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>常に見直しに努める</td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	ポイント				備考	市民に分かりやすい	機能的(効率的)	組織横断的な調整(連携)	社会経済情勢の変化等への対応	川崎市	H17.4	—	○	—	○	—	静岡市	H17.4	—	—	—	—	記載なし	札幌市	H19.4	—	—	—	—	記載なし	新潟市	H20.2	—	○	—	○	不断の見直し	豊田市	H17.10	—	○	○	○	—	岐阜市	H19.4	—	—	○	—	—	大和市	H17.4	○	○	—	—	—	太田市	H18.4	—	—	—	—	記載なし	平塚市	H18.10	—	—	○	—	—	三鷹市	H18.4	○	○	—	○	—	帯広市	H19.4	○	○	—	○	—	さぬき市	H17.4	—	—	—	—	記載なし	善通寺市	H17.10	—	—	○	—	常に見直す	丸亀市	H18.10	○	○	—	○	常に見直しに努める	ニセコ町	H13.4	○	○	—	○	—
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月			ポイント					備考																																																																																																												
		市民に分かりやすい	機能的(効率的)	組織横断的な調整(連携)	社会経済情勢の変化等への対応																																																																																																																
川崎市	H17.4	—	○	—	○	—																																																																																																															
静岡市	H17.4	—	—	—	—	記載なし																																																																																																															
札幌市	H19.4	—	—	—	—	記載なし																																																																																																															
新潟市	H20.2	—	○	—	○	不断の見直し																																																																																																															
豊田市	H17.10	—	○	○	○	—																																																																																																															
岐阜市	H19.4	—	—	○	—	—																																																																																																															
大和市	H17.4	○	○	—	—	—																																																																																																															
太田市	H18.4	—	—	—	—	記載なし																																																																																																															
平塚市	H18.10	—	—	○	—	—																																																																																																															
三鷹市	H18.4	○	○	—	○	—																																																																																																															
帯広市	H19.4	○	○	—	○	—																																																																																																															
さぬき市	H17.4	—	—	—	—	記載なし																																																																																																															
善通寺市	H17.10	—	—	○	—	常に見直す																																																																																																															
丸亀市	H18.10	○	○	—	○	常に見直しに努める																																																																																																															
ニセコ町	H13.4	○	○	—	○	—																																																																																																															

### (3) 職員倫理と意識

・職員は、職務の遂行に際し、法令および条例等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

#### 【考え方】

法令遵守等といった公務員として当然求められる規定を記載します。これにより、市職員が自治の重要な担当者であることを意識させます。

#### 【関連する高松市の主な規程等】

- ・高松市職員服務規程
- ・高松市人材育成基本方針
- ・さわやかサービス推進チームIV設置要綱
- ・高松市職員の懲戒処分の基準
- ・飲酒運転防止対策基本マニュアル

### (4) 要望・苦情への対応

・行政は、市民からの要望・苦情に対して、速やかに誠実に対応します。

#### 【考え方】

市民からの要望・苦情に対して的確な対応を図り、サービスの改善に活かしていくことは重要です。そこで、市民からの要望・苦情に対する応答義務（速やかに事実関係を調査し、誠実に答える義務）を定めます。

また、市の意思決定が必要となる重要な要望等については、記録表の作成等を定めた「職務に関する要望等の取扱いに関する要綱」によることとします。

#### 【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市行政手続条例
- ・高松市聴聞に関する規則
- ・職務に関する要望等の取扱いに関する要綱



## 論点票（要望・苦情への対応）

1	概要	市民からの意見，要望，苦情等に対する応答義務等を規定します。																																																																		
2	法的根拠	なし。																																																																		
3	論点	① 要望・苦情に対する応答責任について																																																																		
4	結論	① 要望・苦情に対しては，速やかに誠実に対応する旨を盛り込むこととした。																																																																		
5	他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th style="width: 10%;">施行年月</th> <th style="width: 15%;">応答責任の有無</th> <th style="width: 20%;">救済機関の設置について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>△（努力規定）</td><td>—</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>△（努力規定）</td><td>—</td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○（オンブズマンの設置）</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	応答責任の有無	救済機関の設置について	川崎市	H17.4	○	○	静岡市	H17.4	△（努力規定）	—	札幌市	H19.4	—	—	新潟市	H20.2	○	○	豊田市	H17.10	△（努力規定）	—	岐阜市	H19.4	—	—	大和市	H17.4	—	—	太田市	H18.4	—	—	平塚市	H18.10	○	—	三鷹市	H18.4	○	○（オンブズマンの設置）	帯広市	H19.4	○	—	さぬき市	H17.4	—	—	善通寺市	H17.10	—	—	丸亀市	H18.10	○	—	ニセコ町	H13.4	○	—
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	応答責任の有無	救済機関の設置について																																																																	
川崎市	H17.4	○	○																																																																	
静岡市	H17.4	△（努力規定）	—																																																																	
札幌市	H19.4	—	—																																																																	
新潟市	H20.2	○	○																																																																	
豊田市	H17.10	△（努力規定）	—																																																																	
岐阜市	H19.4	—	—																																																																	
大和市	H17.4	—	—																																																																	
太田市	H18.4	—	—																																																																	
平塚市	H18.10	○	—																																																																	
三鷹市	H18.4	○	○（オンブズマンの設置）																																																																	
帯広市	H19.4	○	—																																																																	
さぬき市	H17.4	—	—																																																																	
善通寺市	H17.10	—	—																																																																	
丸亀市	H18.10	○	—																																																																	
ニセコ町	H13.4	○	—																																																																	

## (5) 行政の説明責任

- ・行政は、市政運営に関する情報について、市民に分かりやすく説明します。

### 【考え方】

行政の説明責任は、市民が市政に参加するために前提となる制度です。

また、市民は市長に市政運営を信託していることから、市長を最高責任者とする行政は、信託者である市民に対し説明責任があります。

なお、結果および財政状況については、すべて分かりやすく説明するよう求めます。

### 論点票（行政の説明責任）

1 概要	市民参加や市民と行政、議会との協働および情報の共有化を進める上での前提となる説明責任について明記する。							
2 法的根拠	なし。							
3 論点	① 情報の提供だけでなく、説明責任も明記するのか。 ② 市民にどのように説明するのか。							
4 結論	① 行政が提供している情報を市民はあまり知らないし、また、知らされても分かりにくいと市民が感じている。そのため、情報の提供だけでなく、提供する情報の説明責任も明記すべきである。 ② 行政は、結果と財政状況に関する情報については、分かりやすく市民に説明することを盛り込んでほしい。							
5 他自治体の状況等	自治基本条例 制定済他自治 体※2	施行年月	説明責任		対象となる情報	説明の仕方		備考
			明記	その他		分かりやすく	その他	
	川崎市	H17.4	—	○ (提供)	市民生活に必要な情報	○	—	—
	静岡市	H17.4	○	—	市政に関する施策	○	—	—
	札幌市	H19.4	—	○ (提供)	政策の立案、実施、評価等の各段階における情報	—	○	適切な情報 伝達手段を 用いる
	新潟市	H20.2	○	—	施策及び事業の実施に当たりその立案、実施及び評価の各段階	○	—	—
	豊田市	H17.10	○	—	政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程	○	—	—
	岐阜市	H19.4	○	—	政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程	○	—	—
	大和市	H17.4	○	—	政策形成等に関する事項	○	—	—
	太田市	H18.4	○	—	市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程における経過、内容、効果及び手続	○	—	—
	平塚市	H18.10	○	—	政策の立案、実施及び評価の各過程	—	—	—
	三鷹市	H18.4	○	—	計画の策定及び事業の実施にあたって掲げた目標における達成の有無及び達成状況等の結果	○	—	—
	帯広市	H19.4	○	—	市の実施する施策	○	—	—
	さぬき市	H17.4	○	—	施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性和妥当性	—	—	—
	善通寺市	H17.10	○	—	市の行政に関する事項	○	—	—
	丸亀市	H18.10	○	—	政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等	○	—	—
	ニセコ町	H13.4	○	—	企画立案、実施及び評価のその過程において、その経過、内容、効果及び手続	○	—	—

## (6) 安全安心の優先確保

- ・行政は、安全安心の優先確保のため、危機管理体制を整備します。また、災害時には、迅速な財政支出を行うこととします。

### 【考え方】

災害時には、さまざまな状況に柔軟に対応できる危機管理体制を整備しておくことが重要です。

また、通常時と異なり、災害時には、災害対応に要する財政支出をしなければならないことから、<sup>※3</sup>プライマリーバランスを十分考慮した財政運営の例外として定めま

### 【関連する高松市の主な計画等】

- ・高松市地域防災計画
- ・高松市水防計画書

※3 プライマリーバランス（基礎的財政収支）とは、政策的な支出を新たな借金に頼らずに、その年度の税収等でまかなわれているかどうか、子どもや孫等次の世代に負担を先送りしているかどうかを示す指標です。具体的には、借入を除く税収等の歳入から市債の発行や過去の借入れに対する元利償還等を除いた歳出を差し引いた財政収支のことです。

## (7) 外部監査・行政評価

- ・行政は、別に条例で定めるところにより、外部監査を受け、その結果を公表します。
- ・行政は、効果的・効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。評価の実施に当たっては、市民参加の手法を取り入れた外部評価を行い、公表します。

### 【考え方】

平成9年の地方自治法の一部改正により、外部監査契約に基づく監査制度が創設されました。高松市では、平成11年から「高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例」により、外部の専門的知識を有する外部監査人により、財務に関する事務の執行などについて外部監査を受けています。

行政評価は、効果的・効率的な市政運営のために不可欠です。高松市では、平成13年度から、市の事業を客観的な数値指標で評価し、その結果を予算編成等に反映する事務事業評価を行っています。また、平成17年度からは、外部評価（第三者評価）も行っています。今後、さらに、この行政評価を充実させます。

### 【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ・高松市事務事業評価要綱

## 論点票（外部監査）

1 概要	<p>公正で信頼のおける行政運営を推進するため、監査委員や外部監査制度による監査を実施することを定めるもの。</p> <p>外部監査制度は、地方公共団体と契約を締結した公認会計士、弁護士などの外部の専門家が、地方公共団体の財務に関する事務執行などについて監査を行い、その結果を報告するもので、包括外部監査と個別外部監査の2つの制度がある。</p>																																																																
2 法的根拠	<p>地方自治法第252条の27等において、「外部監査契約」、「包括外部監査契約に基づく監査」、「個別外部監査契約に基づく監査」について規定されている。</p> <p>包括外部監査は、包括外部監査人が自ら選定した財務に関する事務の執行等のうち必要であると認める特定の案件を、年1回以上行う監査であり、個別外部監査は、議会、市長または市民から事務監査請求や住民監査請求などがあった場合、監査委員に代えて個別外部監査人が行うことができる監査である。</p>																																																																
3 論点	① 外部監査の実施を項目として規定するのか。																																																																
4 結論	① 別に条例の定めるところにより、外部監査を実施し、公表することを条例に盛り込むこととする。																																																																
5 他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">自治基本条例 制定済他自治 体※2</th> <th style="width: 10%;">施行年月</th> <th style="width: 15%;">外部監査</th> <th style="width: 15%;">監査委員による監査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	自治基本条例 制定済他自治 体※2	施行年月	外部監査	監査委員による監査	川崎市	H17.4	—	—	静岡市	H17.4	—	—	札幌市	H19.4	○	○	新潟市	H20.2	○	—	豊田市	H17.10	—	—	岐阜市	H19.4	—	—	大和市	H17.4	—	—	太田市	H18.4	—	—	平塚市	H18.10	—	—	三鷹市	H18.4	—	○	帯広市	H19.4	—	—	さぬき市	H17.4	—	—	善通寺市	H17.10	—	—	丸亀市	H18.10	○	—	ニセコ町	H13.4	—	—
自治基本条例 制定済他自治 体※2	施行年月	外部監査	監査委員による監査																																																														
川崎市	H17.4	—	—																																																														
静岡市	H17.4	—	—																																																														
札幌市	H19.4	○	○																																																														
新潟市	H20.2	○	—																																																														
豊田市	H17.10	—	—																																																														
岐阜市	H19.4	—	—																																																														
大和市	H17.4	—	—																																																														
太田市	H18.4	—	—																																																														
平塚市	H18.10	—	—																																																														
三鷹市	H18.4	—	○																																																														
帯広市	H19.4	—	—																																																														
さぬき市	H17.4	—	—																																																														
善通寺市	H17.10	—	—																																																														
丸亀市	H18.10	○	—																																																														
ニセコ町	H13.4	—	—																																																														

## 論点票（行政評価）

1 概要	<p>行政評価は、政策（施策、事務事業も含む）について、あらかじめ設定した基準や指標に照らして、成果や達成度、市民の満足度等を判定するものである。</p> <p>これまでは、サービス提供側からみて、どれだけのコスト（予算や職員）が投入されたか、どれだけの成果（施設の建設数等）が出たかが評価の基準となっていたが、行政評価は、サービスの受け手側からみて、どれだけの効果があったかを考えるもので、効率性や費用対効果の発想を自治体運営に取り入れ、市民に対して行政活動の中身を説明し、その点検・評価を基に行政活動全体を改善・改革するための手法である。</p>																																																																																																																
2 法的根拠	<p>なし。</p> <p>国は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に従って実施している。</p>																																																																																																																
3 論点	<p>① 行政評価を規定するのか。</p> <p>② 規定する際の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の目的</li> <li>・評価の実施</li> <li>・評価の公表，市民参加</li> </ul>																																																																																																																
4 結論	<p>① 効果的，効率的な市政運営のため，行政評価を実施することを規定する。</p> <p>② 市民参加の手法を取り入れた外部評価を行い，公表することを盛り込むこととする。</p>																																																																																																																
5 他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th style="width: 10%;">施行年月</th> <th style="width: 10%;">行政評価の実施</th> <th style="width: 10%;">施策への反映</th> <th style="width: 10%;">公表</th> <th style="width: 10%;">市民参加</th> <th style="width: 10%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○ 外部評価</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○ 別条例</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>二セコ町</td><td>H13.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	行政評価の実施	施策への反映	公表	市民参加	その他	川崎市	H17.4	○	○	○	—	—	静岡市	H17.4	○	○	○	—	—	札幌市	H19.4	○	○	○	○	○ 外部評価	新潟市	H20.2	○	○	○	—	—	豊田市	H17.10	○	—	○	—	—	岐阜市	H19.4	—	—	—	—	—	大和市	H17.4	○	—	○	—	○ 別条例	太田市	H18.4	○	○	○	○	—	平塚市	H18.10	○	○	○	—	—	三鷹市	H18.4	○	○	○	—	—	帯広市	H19.4	○	○	○	○	—	さぬき市	H17.4	—	—	—	—	—	善通寺市	H17.10	—	—	—	—	—	丸亀市	H18.10	○	○	○	○	—	二セコ町	H13.4	○	○	—	○	—
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	行政評価の実施	施策への反映	公表	市民参加	その他																																																																																																											
川崎市	H17.4	○	○	○	—	—																																																																																																											
静岡市	H17.4	○	○	○	—	—																																																																																																											
札幌市	H19.4	○	○	○	○	○ 外部評価																																																																																																											
新潟市	H20.2	○	○	○	—	—																																																																																																											
豊田市	H17.10	○	—	○	—	—																																																																																																											
岐阜市	H19.4	—	—	—	—	—																																																																																																											
大和市	H17.4	○	—	○	—	○ 別条例																																																																																																											
太田市	H18.4	○	○	○	○	—																																																																																																											
平塚市	H18.10	○	○	○	—	—																																																																																																											
三鷹市	H18.4	○	○	○	—	—																																																																																																											
帯広市	H19.4	○	○	○	○	—																																																																																																											
さぬき市	H17.4	—	—	—	—	—																																																																																																											
善通寺市	H17.10	—	—	—	—	—																																																																																																											
丸亀市	H18.10	○	○	○	○	—																																																																																																											
二セコ町	H13.4	○	○	—	○	—																																																																																																											

## (8) 財政運営

- ・行政は、プライマリーバランスを十分考慮した予算編成に努め、健全な財政運営を行います。
- ・行政は、予算、決算および財政状況を分かりやすく公表します。

### 【考え方】

厳しい財政状況が続く中、健全財政確保のためには、プライマリーバランスを十分考慮した予算を編成することが大切です。

また、地方分権社会に対応した行財政運営を進めていくためには、市民の理解と協力が必要です。そこで、市民に対して、予算、決算や財政状況に関する各種データを分かりやすく公表します。高松市では、平成20年度からは、新たに予算編成過程を市ホームページで公開しています。

### 【関連する高松市の主な計画等】

- ・第4次高松市行財政改革計画
- ・財政運営指針
- ・予算編成方針
- ・予算編成過程の公開
- ・補助金・交付金一覧公開

## 5 議会・議員の役割と責務

### (1) 議会の責務

- ・議会は、条例の制定や予算・決算等の議決、政策提案等を行うとともに、行政の活動を監視します。
- ・議会は、活発に自由な討議を行い、十分な審議を尽くすとともに、広く市民の意見を聞き、政策の決定に適切に反映させます。

#### 【考え方】

市民の代表として議会が果たすべき責務を、機能と活動原則の観点から明らかにします。

まず、議会は、地方自治法の規定に基づき、条例の制定や改廃、予算・決算の議決等を行うとともに、行政との適切な緊張関係を保ち、行政をチェックする機能を持つ必要があります。

次に、議会は、討論の場であるとの認識から、議員相互間の活発な自由討議を中心に運営するとともに、広く市民の意見を聞き、政策の決定に適切に反映させなければなりません。

#### 【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市議会委員会条例
- ・高松市議会会議規則

### (2) 開かれた議会

- ・議会は、市政における議論の内容を積極的に市民に提供し、市民に分かりやすく、開かれた議会運営を行います。
- ・議会は、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度や参考人制度を活用し、専門家の意見を取り入れるなど、市民の意見を求め、これを反映するよう努めます。

#### 【考え方】

議会運営のあり方として、審議の透明性を確保すること、信託されている市民への情報提供を行うこと、広く市民の意見を聞くことが重要です。

そこで、議会は、市民に身近な存在となるために、議会の中でどのような審議を行っているか、市民に対して積極的に公開する必要があります。

また、議会は、重要な意思決定を行う場合には、地方自治法で定める公聴会制度、参考人制度を活用し、専門家の意見を取り入れるなど、広く市民の意見を聞くよう努める必要があります。



## 論点票（議会の役割と責務）

1 概要	<p>議会には、市民の代表として、議決権、調査権、検査権などの権限を十分に活用し、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、国等に対する意見表明などを行う権限がある。</p> <p>また、議会には、その権限を行使するために、多様な市民意見や市の置かれている状況等をもとに十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を導き出すことが求められている。</p> <p>なお、地方自治法では、議会について、条例の制定または改廃、予算の決定、決算の認定等の議決、市政運営の基本的な事項を議決する権限について定めており、また、市政運営を監視するために、市の事務に関する検査権や調査権について定めている。</p>																																																																																
2 法的根拠	<p>第89条 議会の設置、第96条 議決事件、第97条 選挙、予算の増額修正権、第98条 検閲及び検査、監査の請求、第99条 意見書の提出、第100条 議会の調査権、政府刊行物の送付、図書室の附置、第109条 常任委員会、第109条の2 議会運営委員会、第100条 特別委員会、第115条 議事公開の原則及び秘密会、第120条 会議規則、第123条 会議録（以上、地方自治法）など。</p>																																																																																
3 論点	<p>① 議会の機能や運営のあり方、情報の公開などの観点から、市民の代表としての議会が果たすべき役割と責務をどう盛り込むのか。</p>																																																																																
4 結論	<p>① 市民の代表として議会が果たすべき役割と責務を明らかにするため、議会の機能や活動原則、市民との情報共有や市民参加について、条例に盛り込むことにする。</p> <p>盛り込みたい内容については、次のとおりとする。</p> <p>ア 議会は、地方自治法の規定に基づき、条例の制定や改廃、予算・決算の議決等を行うとともに、行政との適切な緊張関係を保ち、行政をチェックすること。</p> <p>イ 議会は、議員相互間の活発な自由討議を中心に運営するとともに、市民への情報提供を行う中で、広く市民の意見を聞き、政策の決定に適切に反映させること。</p> <p>ウ 議会は、市民に身近な存在となるために、議会の中での審議について、市民に対して積極的に公開していくこと。</p> <p>エ 議会は、必要に応じて地方自治法で定める公聴会制度、参考人制度などを活用し、様々な場面で広く市民の意見を聞くこと。</p>																																																																																
5 他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th style="width: 10%;">施行年月</th> <th style="width: 10%;">役割</th> <th style="width: 10%;">責務</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>「市民に開かれた議会」の項目あり</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>○</td><td>「市民に開かれた議会」の項目あり</td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>「市議会の立法活動、調査活動等」の項目あり</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>○</td><td>○</td><td>「会議公開の原則」の項目あり</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td>○</td><td>○</td><td>「議会の会議」、「会議の公開」の項目あり</td></tr> </tbody> </table>	自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	役割	責務	備考	川崎市	H17.4	—	○	—	静岡市	H17.4	○	○	—	札幌市	H19.4	○	○	「市民に開かれた議会」の項目あり	新潟市	H20.2	○	○	「市民に開かれた議会」の項目あり	豊田市	H17.10	—	○	—	岐阜市	H19.4	○	○	—	大和市	H17.4	—	○	—	太田市	H18.4	○	○	—	平塚市	H18.10	—	○	—	三鷹市	H18.4	○	○	「市議会の立法活動、調査活動等」の項目あり	帯広市	H19.4	—	—	—	さぬき市	H17.4	○	—	—	善通寺市	H17.10	○	○	「会議公開の原則」の項目あり	丸亀市	H18.10	○	○	—	ニセコ町	H13.4	○	○	「議会の会議」、「会議の公開」の項目あり
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	役割	責務	備考																																																																													
川崎市	H17.4	—	○	—																																																																													
静岡市	H17.4	○	○	—																																																																													
札幌市	H19.4	○	○	「市民に開かれた議会」の項目あり																																																																													
新潟市	H20.2	○	○	「市民に開かれた議会」の項目あり																																																																													
豊田市	H17.10	—	○	—																																																																													
岐阜市	H19.4	○	○	—																																																																													
大和市	H17.4	—	○	—																																																																													
太田市	H18.4	○	○	—																																																																													
平塚市	H18.10	—	○	—																																																																													
三鷹市	H18.4	○	○	「市議会の立法活動、調査活動等」の項目あり																																																																													
帯広市	H19.4	—	—	—																																																																													
さぬき市	H17.4	○	—	—																																																																													
善通寺市	H17.10	○	○	「会議公開の原則」の項目あり																																																																													
丸亀市	H18.10	○	○	—																																																																													
ニセコ町	H13.4	○	○	「議会の会議」、「会議の公開」の項目あり																																																																													

### (3) 議員の責務

- ・議員は、議会の機能を発揮できるよう、地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点からの確かな判断を行います。
- ・議員は、市民の代表者として、高い倫理観の下、誠実に職務を行い、自らの発言や行動に責任を持ちます。

#### 【考え方】

市民の代表者である議員について、議会の責務とは別に、議員個人として果たすべき責務を明らかにします。

まず、議会の活動を担っている議員は、議会の機能が発揮できるよう、地域における活動や市民との対話を通じて地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点からの確かな判断を行うことが重要です。

また、議員は、誠実に職務を行うとともに、市民の信託を受けた者として、その発言や行動に責任を持つ必要があります。

#### 【関連する高松市の主な条例】

- ・高松市議会議員政治倫理条例

### (4) 議員の情報公開

- ・議員は、議員としての活動や政策決定について、様々な方法で、分かりやすく市民に伝えることにより、市政に関する情報を共有します。

#### 【考え方】

市民の代表者である議員は、自らの活動を通じて、市民に議会活動の状況や政策決定の経過を分かりやすく伝え、市政運営に関する情報について市民と共有することが重要です。

### (5) 議員の研鑽

- ・議員は、政策形成能力の向上のため、自己の研鑽に努めるとともに、市民の代表者として、市民の福祉の向上のために発言し活動します。
- ・議会は、議員の情報収集や政策立案を補助する組織として、議会事務局体制を充実・強化します。

#### 【考え方】

社会経済情勢の変化、分権型社会の進展に伴い、広範な知見を求められる議員は、市政についての研鑽を高め、政策形成能力の向上に努める必要があります。

そこで、議員は、市政についての研鑽を高め、政策形成能力の向上に努めるとともに、市民全体の利益のために発言し活動しなければなりません。

また、議会は、議員の情報収集、政策立案の支援を行う事務局体制を整備する必要があります。

**【関連する高松市の主な条例】**

- ・ 高松市議会政務調査費の交付に関する条例

## 論点票（議員の役割と責務）

1 概要	<p>議会は、二元代表制の一翼を担う立場にあり、議決その他の行為を通じて市民意見を代表しており、議会の活動を担っている議員には、地域における活動などを通じて地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより、議会の機能が発揮できるようにすることが求められている。そのためには、より一層の政策形成能力等の向上を図る必要がある。</p> <p>また、議員は、自らの活動を通じて、市民に議会活動の状況を分かりやすく伝え、市政運営に関する情報についても市民と共有する必要がある。</p> <p>なお、議員について、地方自治法では、任期、兼職・兼業の禁止、議案提出権、辞職等を定めている。</p>																																																																																
2 法的根拠	<p>第91条 市町村議会の議員の定数、第92条 兼職禁止、第92条の2 議員の兼業禁止、第93条 議員の任期、第103条 議長、副議長、第104条 議長の権限、第112条 議員の議案提出権、第114条 議員の請求による開議、第117条 議長及び副議長の除斥、第126条 議員の辞職（以上、地方自治法）など。</p>																																																																																
3 論点	<p>① 議会の役割と責務とは別に、議員個人として果たすべき役割および責務をどう盛り込むのか。</p>																																																																																
4 結論	<p>① 議員が果たすべき役割と責務を明らかにするため、議員の責務や活動原則、市民との情報共有や議員の政策形成能力の向上について、条例に盛り込むことにする。</p> <p>盛り込みたい内容については、次のとおりとする。</p> <p>ア 議員は、地域における活動や市民との対話を通じて地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより、議会の機能が発揮できるようにすること。</p> <p>イ 議員は、誠実に職務を行うとともに、市民の信託を受けた者として、その発言や行動に責任を持つこと。</p> <p>ウ 議員は、自らの活動を通じて、市民に議会活動の状況や政策決定の経過を分かりやすく伝え、市政運営に関する情報について市民と共有すること。</p> <p>エ 議員は、市政についての研鑽を高め、政策形成能力の向上に努めるとともに、市民全体の利益のために発言・活動すること。</p> <p>オ 議員の情報収集、政策立案の支援を行う事務局体制を整備すること。</p>																																																																																
5 他自治体の状況等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th style="width: 10%;">施行年月</th> <th style="width: 10%;">役割</th> <th style="width: 10%;">責務</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	役割	責務	備考	川崎市	H17.4	—	○		静岡市	H17.4	○	○		札幌市	H19.4	○	○		新潟市	H20.2	○	○		豊田市	H17.10	—	○		岐阜市	H19.4	—	—		大和市	H17.4	—	○		太田市	H18.4	—	○		平塚市	H18.10	—	○		三鷹市	H18.4	—	—		帯広市	H19.4	—	—		さぬき市	H17.4	—	—		善通寺市	H17.10	—	○		丸亀市	H18.10	—	○		ニセコ町	H13.4	○	○	
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	役割	責務	備考																																																																													
川崎市	H17.4	—	○																																																																														
静岡市	H17.4	○	○																																																																														
札幌市	H19.4	○	○																																																																														
新潟市	H20.2	○	○																																																																														
豊田市	H17.10	—	○																																																																														
岐阜市	H19.4	—	—																																																																														
大和市	H17.4	—	○																																																																														
太田市	H18.4	—	○																																																																														
平塚市	H18.10	—	○																																																																														
三鷹市	H18.4	—	—																																																																														
帯広市	H19.4	—	—																																																																														
さぬき市	H17.4	—	—																																																																														
善通寺市	H17.10	—	○																																																																														
丸亀市	H18.10	—	○																																																																														
ニセコ町	H13.4	○	○																																																																														

## 6 連携と協力，改正等

### (1) 国や他の地方公共団体との協力

・行政は，共通する課題の解決を図るため，他の地方公共団体・国等と連携，協力を努めます。

#### 【考え方】

環境問題や災害時の危機管理など，市単独では対応が難しい課題が多くなってきています。そこで，市単独では解決が困難な課題，共同で取り組むことにより効果が見込める課題などの解決のため，他の地方公共団体・国等と連携，協力を努めることを明らかにします。

#### 【関連する高松市の主な会議等】

- ・香川県・高松市政策連携会議
- ・西日本中央連携軸沿線都市連携事業
- ・香川中央拠点都市整備事業

### (2) 本条例の進捗管理

・行政は，自治基本条例に基づく，自治の進捗状況について，市民側からのチェック機能が働く委員会を設置します。

#### 【考え方】

自治基本条例がどれくらい守られているか，また具体化されているかを検証することが重要です。そのため，公募委員を含めた市民で構成された委員会を設置し，自治基本条例に基づく，自治の推進，進捗状況を検証，評価することで，自治基本条例により実効性を持たせます。

### (3) 改正・見直し

・行政は，施行後4年を超えない期間ごとに，社会情勢の変化などに対応して，本条例を見直します。

#### 【考え方】

社会情勢の変化などに対応し，この条例をより時代にあったものとするため，定期的に見直すことを定めます。見直しの期間については，市長，議員の任期中に一度は見直しができるよう4年を超えない期間ごととします。

論点票（改正・見直し）

1 概要	役割を十分に果たすように条例の見直しや改善を行うのは当然のことですが、あえて明示的な規定を置くことで見直し等を確実に実施することを担保する。																																																																			
2 法的根拠	なし																																																																			
3 論点	① 条例の見直しの必要性について。 ② 条例の見直しの期間について。																																																																			
4 結論	① 社会情勢の変化などにより、この条例をより時代にあったものとするため、見直しを実施する。 ② 見直しの期間については、市長、議員の任期中に一度は見直しができるよう4年を超えない期間ごとする。																																																																			
5 他自治体の状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自治基本条例制定済他自治体※2</th> <th>施行年月</th> <th>改正・見直し関連項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市</td> <td>H17.4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>H17.4</td> <td>市民自治推進審議会に諮問。</td> <td>市長は、市民自治推進審議会を設置。</td> </tr> <tr> <td>札幌市</td> <td>H19.4</td> <td>5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いたうえで検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>H20.2</td> <td>条例施行後5年以内に必要な見直しを行う。</td> <td>検討委員会を設置。</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>H17.10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>岐阜市</td> <td>H19.4</td> <td>見直しに当たっては、住民自治推進審議会に諮問する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>H17.4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>H18.4</td> <td>社会経済情勢などの変化があった場合、市民の意見を踏まえ、必要な措置を講じる。</td> <td>条例施行後4年を超えない期間ごとに市民主体の検討委員会を設置。</td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>H18.10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三鷹市</td> <td>H18.4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>帯広市</td> <td>H19.4</td> <td>施行の日から5年を超えない期間ごとに検討する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>さぬき市</td> <td>H17.4</td> <td>条例制定後4年ごとに検証する。ただし、著しい社会情勢の変化があった場合は、この限りでない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>善通寺市</td> <td>H17.10</td> <td>施行後4年を超えない期間ごとに検討する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>丸亀市</td> <td>H18.10</td> <td>施行の日から5年を超えない期間ごとに検討する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ニセコ町</td> <td>H13.4</td> <td>条例施行後4年を超えない期間ごとに検討する。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	改正・見直し関連項目	備考	川崎市	H17.4	—	—	静岡市	H17.4	市民自治推進審議会に諮問。	市長は、市民自治推進審議会を設置。	札幌市	H19.4	5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いたうえで検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	—	新潟市	H20.2	条例施行後5年以内に必要な見直しを行う。	検討委員会を設置。	豊田市	H17.10	—	—	岐阜市	H19.4	見直しに当たっては、住民自治推進審議会に諮問する。	—	大和市	H17.4	—	—	太田市	H18.4	社会経済情勢などの変化があった場合、市民の意見を踏まえ、必要な措置を講じる。	条例施行後4年を超えない期間ごとに市民主体の検討委員会を設置。	平塚市	H18.10	—	—	三鷹市	H18.4	—	—	帯広市	H19.4	施行の日から5年を超えない期間ごとに検討する。	—	さぬき市	H17.4	条例制定後4年ごとに検証する。ただし、著しい社会情勢の変化があった場合は、この限りでない。	—	善通寺市	H17.10	施行後4年を超えない期間ごとに検討する。	—	丸亀市	H18.10	施行の日から5年を超えない期間ごとに検討する。	—	ニセコ町	H13.4	条例施行後4年を超えない期間ごとに検討する。	—
自治基本条例制定済他自治体※2	施行年月	改正・見直し関連項目	備考																																																																	
川崎市	H17.4	—	—																																																																	
静岡市	H17.4	市民自治推進審議会に諮問。	市長は、市民自治推進審議会を設置。																																																																	
札幌市	H19.4	5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いたうえで検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	—																																																																	
新潟市	H20.2	条例施行後5年以内に必要な見直しを行う。	検討委員会を設置。																																																																	
豊田市	H17.10	—	—																																																																	
岐阜市	H19.4	見直しに当たっては、住民自治推進審議会に諮問する。	—																																																																	
大和市	H17.4	—	—																																																																	
太田市	H18.4	社会経済情勢などの変化があった場合、市民の意見を踏まえ、必要な措置を講じる。	条例施行後4年を超えない期間ごとに市民主体の検討委員会を設置。																																																																	
平塚市	H18.10	—	—																																																																	
三鷹市	H18.4	—	—																																																																	
帯広市	H19.4	施行の日から5年を超えない期間ごとに検討する。	—																																																																	
さぬき市	H17.4	条例制定後4年ごとに検証する。ただし、著しい社会情勢の変化があった場合は、この限りでない。	—																																																																	
善通寺市	H17.10	施行後4年を超えない期間ごとに検討する。	—																																																																	
丸亀市	H18.10	施行の日から5年を超えない期間ごとに検討する。	—																																																																	
ニセコ町	H13.4	条例施行後4年を超えない期間ごとに検討する。	—																																																																	

# 資 料

# 1 高松市自治基本条例を考える市民委員会の検討経過

回	開催日	検討内容	
第1回	平成20年 2月28日(木)	今後の運営について	委員長および副委員長選出
第2回	3月13日(木)	ワークショップ形式にて討議	ワークショップ ・「理想の高松市民とは」 →「問題は何だろう」 →「問題点の解決として考えられること」
第3回	3月26日(水)		ワークショップ ・「理想の地方行政組織(高松市)とは」 →「地方行政組織(高松市)はどこが問題だろう」 →「具体的にこうすればどうだろう」
第4回	4月10日(木)		ワークショップ ・「市長に期待することは」 ・「市議会議員に期待することは」 →「成すべきこと」、「期待されること」
第5回	4月23日(水)		条例骨子の全体構造を 検討
第6回	5月8日(木)		
第7回	5月21日(水)	条例骨子の全体構造を 修正	条例骨子について討議
第8回	6月5日(木)	条例骨子の項目を 検討	条例骨子の個別項目について討議 ・第1章総則、第2章市民権と協働
第9回	6月25日(水)		条例骨子の個別項目について討議 ・§12 住民投票
第10回	7月3日(木)		条例骨子の個別項目について討議 ・§13 総合計画の位置付け、第3章行政の役割と責務
第11回	7月9日(水)		条例骨子の個別項目について討議 ・§23 外部監査、§24 財政運営、 ・第4章議会の役割と責務
第12回	7月16日(水)		条例骨子の個別項目について討議 ・第4章議会の役割と責務 ・第5章連携・協力、第6章その他
	7月25日(金)	「市民委員会主催自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう！」を市役所1階市民ホールにおいて開催	
第13回	8月20日(水)	提言(案)の検討	提言(案)の個別項目について協議 ・1 前文 ・2 総則 (1)目的、(2)条例の位置付け
第14回	9月24日(水)		提言(案)の個別項目について協議 ・2 総則 (3)定義、(4)基本原則 ・3 市民権と協働 (1)市民参加の権利～(7)協働のパートナーの育成
第15回	10月8日(水)		提言(案)の個別項目について協議 ・3 市民権と協働 (8)住民投票、(9)総合計画の位置付け ・4 行政の役割と責務 (1)市長の責務～(8)財政運営 ・5 議会・議員の役割と責務 (1)議会の責務～(5)議員の研鑽 ・6 連携と協力、改正等 (1)国や他の地方公共団体との協力～(3)改正・見直し
	11月4日(火)	高松市自治基本条例(仮称)に関し、市長に提言	



## 2 高松市自治基本条例を考える市民委員会委員等名簿

(50音順)

No.	区 分	氏 名	所 属 等
1	委 員	池田 幸恵	四国EPO（四国環境パートナーシップオフィス）所長
2	〃	泉 満	高松市PTA連絡協議会副会長
3	〃	上枝 秀則	高松市地域コミュニティ協議会連絡会法制運用班班長
4	〃	植松 信子	(公募)
5	〃	太田 富雄	(公募)
6	〃	大野 繁美	高松市地域コミュニティ協議会連絡会法制運用班書記
7	〃	小野 美津子	高松市地域コミュニティ協議会連絡会自立促進班副班長
8	〃	葛西 裕一	社団法人高松青年会議所副理事長
9	〃	小西 智都子	瀬戸内IJUトラベルネット
10	〃	齋藤 光範	高松商工会議所総務担当課長
11	〃	高木 美枝子	(公募)
12	副委員長	立野 新治	(公募)
13	委 員	中條 尚子	(公募)
14	委員長	柘植 敏秀	高松まちづくり協議会理事
15	委 員	中村 ノリコ	(公募)
16	〃	松下 芳樹	特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団理事
17	〃	円尾 安子	日本郷土民謡協会四国地区連合会会長
18	〃	山田 晋平	(公募)
19	〃	吉田 静子	特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット理事

アドバイザー (H20.3まで)	緒方 俊則	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
アドバイザー (H20.5から)	鹿子嶋 仁	香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科副研究科長准教授

### 3 高松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める高松市自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)を制定するに当たり、条例制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討していくための場として、高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、条例に盛り込むべき内容について、市民の立場から検討を行い、市長に対して提言を行うものとする。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人程度で組織する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長への提言を行った日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 市民委員会に、委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 市民委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、市民政策部企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。ただし、市民委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が市民委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条に規定する市長への提言を行った日限り、その効力を失う。

#### 4 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう！～」 について

##### (1) 開催日時等

日 時：平成20年7月25日（金）12：00～13：00

場 所：高松市役所1階 市民ホール

主 催：高松市自治基本条例を考える市民委員会

参加者数：約70人

##### (2) フォーラムの内容

自治基本条例に盛り込む内容として、市民委員会がとりまとめた条例体系骨子案について説明し、市民の皆さんからは、次の30件あまりの意見をいただきました。

この市民の皆さんからの意見も踏まえて、提言書をまとめました。

<フォーラムの様子>



##### (3) 条例骨子案に対する意見 (注)一人の意見で複数項目ある場合は、項目毎としています。

No.	意 見
1	権利のみでなく義務にも触れている事に意義があると思う。
2	最終と途中には何事も公開（あらゆる手段で）してほしい。
3	地域コミュニティについての位置付けを明確にしてほしい。
4	住民投票のところの話でもっと勉強して欲しかった。 間接民主主義を補う制度として直接民主主義の機会を設けておくべきです。 確かに市長・議員は選挙で選ばれるわけだが、選挙のとき問題になっていないことも、問題が浮上してくるからです。4年間すべてを白紙委任しているのではないことを考えると、とても大事な制度です。
5	住民投票の活用には十分注意すべき。
6	議会および議員の役割はそのとおり。 議会の発言に対する市民のコメントもあってよい。
7	議会のあり方、議員の質、もっとオープンにいつも胸を張って、前も後ろもない質のいい議員達であるようになってほしい。 自分の利益ばかりでなく、全員の議員また市長が今回の基本条例に基づいて進んでほしい。
8	議会に対しては、もっとメスを入れるべきです。慣れの議会はダメ。

No.	意見
9	議会に対して踏み込んで言及しようとしていることに賛同します。恐れずに戦ってください。 日本の文化に即した民主主義が行使できるようになって欲しいと願います。
10	議会に踏み込んだことはすばらしい。
11	議会で議論された事案に対し、議員各人の誰が賛成、反対かの意思表示を市報でまめに伝えて欲しい。 次の選挙の参考にしたい。
12	議会、議員の役割、責務の条項がより実効性のあるものにしてほしい。 原則公開とあっても例外を多々認められないような規程を。
13	連携の章は大事だと思う。 在住外国人も含め、多様な市民を想定して行ってほしい。
14	条例のリニューアルを担う組織体制を明示することへの対応は？
15	市民が市政にもっと関心を持つようにするべき。
16	高松市民として、年配の人や女の人、障害者を大事にする社会を推進しやすい自治基本条例に組み込んでもらいたい。

(4) その他の意見

(注) 一人の意見で複数項目ある場合は、項目毎としています。

No.	意見
17	市民委員会の設立し、立ち上がっていく状態がよくわかりました。とてもすばらしい。 ここまで市民の方が行政にメスを入れるために作った自治基本条例、必ず成立してほしい。 今後の活動頑張ってください。一市民として応援します。
18	成文化する過程で、せっかく積みあげた新鮮さや貴重性をなくさないでほしい。
19	今回のフォーラムに参加できたことをうれしく思います。案内くださった方に感謝します。 自治基本条例についてもっと考えていくチャンスも情報交換もどんどんやっていく。一人でも多くの人に参加していただくことを求めます。 一人一人が真剣に考える人材を育てるべき。
20	非常に各条に委員の方々の苦勞と工夫が伝わった。 条例への意図や思いを補足の「解説書」として発行してはどうかと思う。
21	市民委員会の提案、基本条例は健全な市民が望んでいることです。しかし、行政、議会、議員にもっと理解をもとめる必要がある。
22	高松市独自の自治基本条例の今後が楽しみです。
23	委員長さんを中心に将来を見据えた内容で、半年間でよくまとめたと思う。
24	考え方はわかったが、今後の具体的なことについては市民に示すべきだ。
25	今後もこのような形で市民を巻き込んだ条例にしてほしい。
26	市民の議論の場（全コミュニティー）を設ける。（市長が行っているようにして）

No.	意見
27	市民の憲法をつくることに意義があります。 市民一人一人に呼びかけていくことが大事です。
28	もっと判り易い言葉で。回数を増やしてほしい。
29	短時間（短期間）の議論でかなり立派なものができていると思いますが、1点ほど、基本条例を制定するために委員会で議論されていることさえ知らない市民が多い中、今回のフォーラムだけで、市民の意見を反映できるか？
30	市民の憲法という大事なことをたった半年の10数回程度の議論で案を決定するのは如何なものか？ もっと各界、各層の意見を聞くべき。
31	しっかりとさらに議論を深め、いい形でまとめてください。期待しています。
32	自治基本条例が何たるものかを聞き、「市民が市政に参加する手法」であることを知り、また、市民の中にも真剣に市の将来、市のあり方を考え、取り組んでいる人たちがいることも知り、心強くも感じ、勇気を持って「チェンジ！」に向かって、頑張ってください。 部分の利益でなく、市全体を考える人、部分が無かったと思います。前向きに頑張ってください。
33	お昼休みの1時間フォーラムというのがよかった。一人でも多くの市民が知る、接点をもてるのが大切だと思います。 プレゼンでも話されたように、条例をつくること以上にそのプロセスに意義があるので。
34	この場所で公開フォーラムを開催するのは良かったと思います。
35	色々な法案、事案が決められていく中で、どこかでわかりやすい経過を知りたいと思いましたので、是非参加できればいいと思いました。これからは、瓦版の愛読者になりたいと思います。
36	やはり、もう少し大西市長と市民のコミュニケーションを図るべきだし、高松市の職員（特に50歳以上の人）との対話を進めて欲しいと感じました。 対話＝良い市政につながっていくと信じています。
37	秘書課の諸君も、今後、高松まつりもありますし、色々なイベントが企画されていますし、こういった機会に、是非、大西市長と市民とのコミュニケーションを図って、良い高松市政をめざして欲しいと思います。 市政は簡単なようですが、国政よりも難しいと思います。
38	20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代以後の市民の代表者と1ヶ月か2ヶ月に会って対話をして、今後の市役所に対する希望とかしてもらいたいこととかを秘書の方を交えて話してはいかがでしょうか。 小学生、中学生の子供達との対話もしてあげて、優しい市長さんとの印象も良いのではないのでしょうか。
39	Informed consent 重要。

高松市自治基本条例を考える市民委員会

Vol.01

# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/MAR/13th

## 議論の過程こそ大事だから



### 十九人の志士から 委員会始動！ 市民とは どうあるべきか？


高松市自治基本条例を考え  
る市民委員会（以下、委員会）で約70以上の地方自治体での第2回目の会合が市役所の  
会議室にて3月13日（木）  
に開かれました。この委員会  
は、各種団体推薦者と、公募  
委員の19名から成り、高松  
市の将来のまちづくりに関心  
のあるメンバーで構成されて  
います。

前回の初顔合わせから委員  
会の進め方等に意見が出され  
るなど、協働の試金石となる  
委員会だけに、各委員からは  
積極的な姿勢が見られました。  
その分、果たして条例となる  
基本骨子を作成するという最  
終結論まで予定の期間で合意  
できるのか？不安と期待が入  
り混じるスタートを切りまし  
た。

今回の委員にはならなかつたけれども、自治基本条例に関心がある人、またこれから市政に関心を持つ人に、どのような参加・参画のスタイルが高松の基本となるのかをアウンスし、それらの意見を汲み取れる仕組みを共に考えていくことに啓発して行きたいところだ。

第2回となる今回の会議では、KJ法と言われるワークショップにより「市民像の理想と現実そして解決策」を2グループに分かれて議論し、最後に互いに発表し合いました。いきなり条例の中身に踏み込みは、委員間でも知識差や認識差はあり、空中分解しかねません。そこで、どこに向かおうとしているのか、互いが意見を批判しあうのではなく、様々な手法によって合意形成していくことに取り組みました。後、2、3回の暫くは、このようなワークショップを経る予定ですから、興味のある人は、是非委員会を覗きにきてください。肩間にしわを寄せるのではなく、身を乗り出して議論している姿を目の当たりに出来るでしょう。

高松市は市民と協働の道を進もうとしています。それは市民みんなに関わる大事な手柄です。貴方の意見・貴方の汗は必ずまちの未来に繋がります。

 **タッチちゃんの独り言**

唯一20代かつ、副委員長にしゃしゃり出たKYな委員会の広報担当タッチちゃんです。ちっちゃな頃から頭ごなしに命令されるのが大嫌いで、不満だらけで育ったのですが、今回、自治体の憲法創りに市民が参加できるというおもしろそうな話を聞いてエントリーしました。“Yes! we can.” 市民委員会の熱気と、自分たちの手で創るまちづくりの楽しさを伝え、高松市民である誇りを持つことをお伝えできればと思います。今後も随時、広報も含め理念を実現化するために努めて行きます。乞うご期待下さい！（立野）

**●委員会の今後の予定**

第4回委員会 4月10日（木）市役所3階32会議室  
第5回委員会 4月23日（水）市役所11階職員研修室

委員会は傍聴自由です。是非お越し下さい。  
また、議事録は高松市HPにUPされています。

**■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会**  
この瓦版に対するご意見は  
担当立野 neworder610@yahoo.co.jp に  
件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL.087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/MAR/26th

## 文句を言う前に考えてみる



### なぜ行政には文句が出やすい？

年度末の忙しさもピークの3月26日(水)、第3回の高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下、委員会)が開かれ、14名の出席を待たず、熱意のこもった議論が展開されました。欠席者の方々から見等記載用紙が提出されるなど、声なき声を汲み上げる運営の工夫をしています。

今回の議題は「行政とは」です。皆さんは高松市に対して何か一言ありますか? 「公僕」とまで言われるほど、行政という組織はどうしても非難されやすいようです。そもそも行政と私たちの関係とはどういうものなのでしょう? 行政サービスの需要と供給側の認識のズレがあるの

今回の会議は、前回同様KJ法と言われるワークショップにより議論しました。また差異が大きい委員間の知識例に必要な担保要件を整理する地適な過程です。

実際の意見では行政に対し、窓口対応の問題や、予算や歳入の対策として過剰な情報公開の必要性や、その場合の混乱による危険性、市民の参加から参画への移行、等々が出されました。更に、自治基本条例に從属すべき既存の各条例との整合性も難しいところでした。

議論を深めつつ、忘れてはならないのは、私たち委員は、高松を良くしたいと思う市民の目線を維持することです。市民の目線で公平と平等のパランスを問いつつ、行政としてのあるべき姿を模索しました。

議論の末に出された解決方法は、事の大小はあれ、高松市は私たちが導き出した対策の多くに既に取り組んでいたことには驚かされました。そこには驚かされませんでした。PRが極度に下手だったのか? どちらにせよ情報の今までの公開と発信を盛り込むことが、自治基本条例の骨子を作る上で最大のポイントになると思われます。

次回は、「市長職と地方議員の理想・問題点・対策」を議論します。故にかなりディープになると予想されます。これで、勉強を兼ねた主体者別の議論の整理は一応一段落し、5月には基本条例に盛り込む目次立てという具体的な作業に着手する予定です。

このペースは、かなり駆け足な感は否めません。しかし、市長公約という後ろ盾により、本来なら嫌がって然るべき行政組織の方から、市民に呼びかけ、市民版の憲法への扉を「touch and go」と語られていくのですから、この機を逃すわけには行きません。

興味のある方は一度会議を覗きにきてみてください。高松の市民との協働の道を、垣間見られるはずです。

### 行政から扉を開けた今がチャンス!

### 😊 タッチちゃんの独り言

最近、チベットのニュースに目がいきます。「人間は慣れる動物」と、かのドストエフスキーは言うけれど、民衆を踏み躪る行為に慣れることはありません。理想の高行政サービスのスウェーデンでも、高税負担率の裏で汚職問題や無駄が浮き彫りになってきている。私たちの場合はどうでしょう? 好きの反対は無関心。それでいいのでしょうか? 無関心ではなく、嫌なものは「イヤ!」とはっきり意思表示をする勇気も必要では? 個人が完璧でないのと同じで、自治体も完璧ではありません。それを認め合い補完しあいたいものです。まずは、無関心から脱し、次に臆せず議論してはどうでしょう。(立野)

### ●委員会の今後の予定

- 第5回委員会 4月23日(水) 市役所11階職員研修室
- 第6回委員会 5月 8日(木) 市役所3階32会議室

上記会議以外にも、広報を含め市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は  
担当立野 neworder610@yahoo.co.jp に  
件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/APR/10th

## 条例に魂を



**市長・議員への期待は高い**

4月10日、4回目の会合が開かれました。今回は、ワークショップによって「市長」と「市議会議員」に期待すること(役割)について議論しました。期待される役割・機能の各内容を分類・整理し『絶対』と『できれば』という優先順位で更なるいにかけたのですが、メンバーの市長や議員に対するハードルは非常に高く、そのほとんどが、絶対必要な機能、に振り分けられ、猶予の余地はほとんど無いという厳しいものとなりました。これを見たら誰も市議会議員に立候補する人がいなくなるのではないかと、心配するほど市民の期待は高いようです。

今回で、市民・行政・市長・議員の各主体者の責務や機能について、駆け足でしたが全て議論し出揃いました。これを、条例の中に反映するように次回からは具体的な作業に入らねばなりません。これからの本番です！

## 信託から協働へ

この条例は、自治体の憲法とも言われ全国70以上の自治体が既に施行しています。恐らく高松市と同じように現在検討中の自治体はかなりの数あるでしょう。しかしそれとて、まだ全自治体数の一部に過ぎません。普通の条例のように、一気につくることができないのがこの自治基本条例の悩ましいところです。

私たち市民は「信託」により、様々な事柄を国や自治体に任せ続けていました(任せだことをいことに放置状態?)。今の状況は、一度任せていたものを、やっぱり一緒に考えて・・・と言われているようなものです。「それは信託の解除だ!」と言えるほど熱い人は今の日本には稀有でしょう。市民側から自治体に対する議論が沸いてこない状態で条例が出来ることは、条例の趣旨からしてどこか矛盾を感じずにはいられません。市長公約という手形には魅力がありますが、拙速すぎると肝心の市民の意識が落ちて来られないことも十分予測できます。そのため、会議室の中で議論を終わらせず、タイミングを見て広く市民に議論を喚起する機会をつくるのが、この先必要となると思われま



今回の内容は次回(5月)の裏面に続く

## One Point!

### 条例で何が変わるの？

市民による各種条例提案、住民投票、情報公開の拡大・・・様々な内容が自治基本条例に含まれる可能性があります。しかし、それらはどちらかと言えば平時時には、市民には効果は見えない形で機能しません。そのため、「そんなものわざわざ作らなくていいじゃないか?」との意見が出るのが他例では多く見られます。

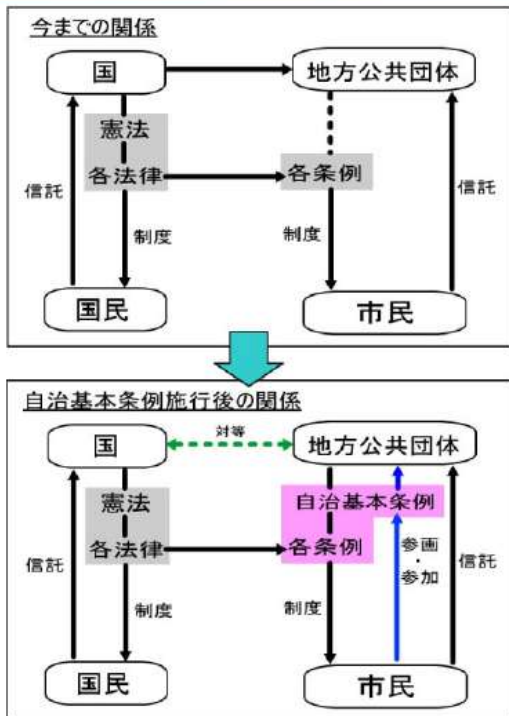
比喩ですが、自治基本条例は、コンピュータで言えばOS(オペレーティングシステム)に例えられます。作業を行うのはその上で動く各アプリケーション(ここでは他の各条例に該当)。OSは日々水面下でそのアプリケーションがうまく機能することを支え、異常が出た時にパソコン(地域行政)を制御する。最悪の事態の場合は、住民投票という直接コントロールでリセットを可能とする。

各制度の不具合や、行政そのものや、はたまた議会の暴走(決してあってはならないことですが・・・)に備えて市民が介入する手段を確保する。それがこの自治基本条例の一番大事な機能だと考えます。

転ばぬ先の杖。高松には、要りませんか? 要りませんか?

(柘植 敏秀)

※ 第6回の委員会開催日は5月8日(木)です。



関係図作成：高松市自治基本条例を考える市民委員会 柘植

### 市民委員会の役割

条例の制定過程においては、法的な言い回し等々の精査は、学者をはじめとした研究者の役割で、制度を組み立てるのは自治体の役割となり、それは「ゴーサインを出すのが市長と議会。市民の役割は、日々の生活のなかで少しずつその条例に保障され一部制限を受けながら暮らすことに限られます。したがって、この条例での市民委員会の役割は、条例文や立法技術などには踏み込み、それが市民に理解され、かつ未来のために切望され、自分達のルールであること共感を持って受け入れられるようにすることに留まります。

### 市民と条例の関係

私たちが一介の市民が委員としてこの条例作りに参加する意味はその為なのですが、多種多様な市民の意思を集約し反映しなければならぬ難題に、腰が引ける思いなのは委員共道かもしれません。

実際は、この条例ができていくら制定過程に意味があると言われることも参画動機にはありません。例えば極論ですが、他の自治体の先行例をほとんどどこそり移してこるとも何ら問題ではありません。必要なことは、参考にした自治体より機能性を高める制度としての具体化努力をすることが大切です。

とは言い、安易にまねっことで許される訳もないので、当然、委員会では高松の実態に即し、高松らしい条例案を創っていくのですが、具体的な制度への保障となること・まだ霧の中です。情報の更なる公開や市民が市政に参加する制度の確立など力点は見えつつありますが、それらは今後の委員会でも心ゆくまで議論しましょう。

太田市や二セコ町をはじめ三鷹市や札幌市等々、全国には多くの参考にしたい素晴らしい条例があります。そんな目移りする中で私たちが大事にするのは、他の自治体より優れた条文ではなく、市民がこの自治基本条例とどのような関係を築けるかなのです。

## 委員から一言



**みんなが地域社会に関わるしゅきを**  
 私が子どものころと高松の景観はずいぶん変わりました。同様に、各家庭の生活スタイル・考え方や教育事情なども大きく変化したことを実感しています。将来に向けて、市民としてみんなが地域社会に関わっていきけるような現状にあったしゅきを考えることが、今求められていると思います。

中條尚子



**誰もが暮らしやすい素敵なまちに**  
 高松は、生まれ育った町ではないけれど、縁あって住民になり早30年近く。うどんのおいしさに目覚め、子どもを育て、多くの友人にも恵まれました。高松大好き。でも、嫌だなと思うことも勿論あります。  
 誰もが暮らしやすい素敵なまちであってほしい。自治基本条例作りに、希望を持って参加しています。

高木美枝子

### ●委員会の今後の予定

- 第5回委員会 4月23日(水) 市役所11階職員研修室
- 第6回委員会 5月8日(木) 市役所3階32会議室
- 第7回委員会 5月21日(水) 市役所11階職員研修室

上記会議以外にも、広報を含め、市民参画の理念を実現化するために、情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。



### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizens committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/APR/23th

## 実作業に着手開始！

### 条例骨子への開始

4月23日、今回の委員会から条例の骨子作りという具体的な作業に入りました。

過去3回のワークショップを念頭に置きながら、今回のポイントは何を盛り込むのか？その項目名を先に出し合い、(章となる)まとまりを見つけて出すという作業です。ホワイトボードをU字型に囲み、ブレインストーミングの手法で、項目案を全員が次々と出し合い、それらを短冊に書き出す。次に、ロールプレイングでKJ法を応用しながら項目案を整理していき「ああでもない」「これはこうだね」と活発に議論しました。

普通なら、条例の名称を先に決めたり、条文番号や項目体系を考えていくといった「上から下へ」と作っていくのかもしれませんが、当委員会では、まず盛り込みたい内容からまとまりを見つけていくという「ボトムアップ」で条例の骨子を作っていきます。大切な「市民に受け入れられる自治基本条例」というゴールへ向け、新しいステップを進み始めました。



### 会議の冒頭、私(立野)が

驚いたことがあります。それは柘植委員長の「この委員会では前文を作りません」という発言です。理由は、思いだけてなく、制度に繋がる条例の全体構造そのものを重視すること、前文も市民委員会で作りこんでしまった場合、夏以降、具体的に条例文案を検討していく別の委員会が、文言の言い回しばかりの議論になるのを避けるためです。

前文に高松の未来を高くかに謳うことは、誰もが耳に心地よくやりたい部分ですが、私たちは難しいけれど条例そのものの体系に何を盛り込むかに集中するという方針です。

自治基本条例で分かりやすく特徴が出る部分は前文だけだとする意見もあります。内容を深く理解すればそうは思わないのですが「言うは易し、行ふは難し」。具体的な制度の裏付けを必要としない部分なので、取り組みやすく、市民からも目に留まりやすい部分なんです。

そこで、試しに他の前文だけを複数比較し読んでみることをお勧めします。各自治体の地域性や背景も読み出しているうえ、市民の想いが凝縮され綴られただけに、素晴らしい文章が多いです。

### 深い議論に頭から煙

さて、議論は早くも佳境。委員から「少子高齢化や過疎化を悪いと決め付けるのはおかしいのでは？」等、市民の多様な価値観をいかに取り入れるのか、また社会環境が多少変わってもその都度改正しなくても対応できる普遍性と継続性が議論されました。また、誰にでも受け入れられるために、一定の制限を設けた条文を含まない条例を作ってしまうと、間違った方向に進んだ場合の制御が効かなくなることも指摘されました。市民が常に正しい判断をするのか？ポピュリズム(大衆迎合主義)にならないか？など、深い部分にまで及び、みな頭から煙が出そうになりました。

言葉の定義についてもまだまだ検討余地がありそうです。コミュニケーションとは？市民とは？実はとても難しい課題です。また、「協働」という言葉はどこまで浸透しているのか？参加と参画はどう違うのか？論点は尽きません。更に、総合計画などの「まちづくり」で言及される部分にも意見が出る可能性があります。意見は尊重しながら自治基本条例とは何ぞやと常に問いながら委員会では議論しています。百聞は一見にしかずです。傍聴するなら今が一番面白いかもしれませんよ。

### 委員から一言



#### 公募委員として 住民自治を目指す

地方分権を見据えた市政運営の基本ルールを考える立場に立てたことを嬉しく思っております。数少ない公募委員でありますので、特定の団体や考え方に縛られることなく、市民の参画と協働による住民自治の実現を目指して頑張ります。今後は、お互いを理解しながら、対話を重ね、ゴールまでの過程を大切にしていきます。

山田 晋平

### ●委員会の今後の予定

- 第6回委員会 5月 8日(木) 市役所3階32会議室
  - 第7回委員会 5月21日(水) 市役所11階職員研修室
- 上記会議以外にも、広報を含め市民参画の理念を実現するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に  
件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/MAY/08th

## 市民の範囲は、どこからどこまで??



条例の全体構造にまで届かず・・・

今週は議論が煮詰り、初めて足踏み状態になりました。自治基本条例(以下、本条例)は法的には既存の条例の上位に位置するものではないのですが(並存)、実質的には最高法規性を持つものです。しかし、汎用性を考え抽象的表現に偏ると、たちまちに形骸化した条例となりかねません。今回、私たちは本条例で対象とする部分で煮詰りました。それを明確化することは避けて通れません。これは、高松の未来への手法を議論していくこと等しい作業だったと思います。ただ、議論が白熱して終了予定時刻より十五分ほどオーバーしてしまいました。議論に多少疲れましたが、着実に一歩ずつ前進しています。

対象の議論は、本条例の目的に直結する概念です。例えば、積極的な情報公開や説明責任を包含した「情報の共有」という項目では、対象となる市民を広く考える、子どもや外国人も含まれることになり、「行政の効率化」と矛盾することになるのではないかと。そこで本条例が定義する市民の対象範囲を狭くしようとも考えましたが、ここで委員から良い意見が出てきました。

「本条例が最高規範性を持つ市の憲法的な位置付けになるのなら、市民の対象範囲を限りなく広くすればいい。対象となる市民の範囲の絞り込みは個別の条例で制度ごとに定めればいい。本条例では、弱い立場の個人、少数意見にも権利が保障されることを謳わなければならない。また、当然、本条例で市民の悪意を疑うような立法姿勢は向かない。」この言葉を境に、委員会の意識は「限りなく広い範囲の市民のために」を念頭に意見を交えるようになりまし。

このような流れに乗って今回は、情報の共有、市民と高松市との協働について話し合いました。地域コミュニティについては、議論がまとまりず、次回持ち越しとなりました。

### 高松らしい特徴あり

現在、他市の条例と比べて高松市独特と言える項目として、「見直しの仕組みを文言に入れようとしています。この見直しというのは、本条例の見直しではなく、行政が一度決めたことを、途中で見直し、引き返す仕組みを作ろうということです。行政は、普遍的で連続性があるため、一度決めると、都合が生じても途中で変えにくいという性質があります。しかし、行政に素人である市民が、行政にやり直しを簡単にさせるようにすることは、危険な側面もあります。このため、誰と協働し、どのように判断するのかを捉え直した上で、対応していく」と議論している過程です。このように、本条例骨子づくりは、常に堂巡りに陥りがちなところがあった大変です。次回からは、本条例の主要構造と地域コミュニティについて議論していく予定です。

本条例は、内容の表現に注意しなければならぬため、より多くの意見が必要です。そのためにも、市民の皆さんに条例骨子の内容を説明し、意見を広く求めるような機会を設ける計画です。

### 委員から一言



明るい豊かな地域社会を目指して

地方分権に移行しつつある今、市民・行政・各諸団体が「協働・参画」し、明るい豊かな地域社会の実現を目指して考動しなければいけません。その為にも、市民一人ひとりが責任を自覚し、思いやりの心を持って、暮らしやすく活気あるまちを築いていきましょう!

葛西 裕一

### ●委員会の今後の予定

第7回委員会 5月21日(水) 18:30~ 市役所11階職員研修室

第8回委員会 6月 5日(木) 18:30~ 市役所3階32会議室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当: 立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/MAY/21th

## 三步進んで二歩下がる、初めに三步も進めた自分を褒めてやる。



自発性の喜びを伝えたい

まずは、告知からです。この瓦版も今回で第6号となり、市のホームページへの掲載だけでなく、各支所・出張所等にも置いてありますので、是非手に取って読んでみてください。自治基本条例(以下、本条例)内でも積極的な情報公開や説明責任を包摂した「情報の共有」が盛り込まれる予定です。そうすると、私たち市民に求められることは「自分から情報を収集していく意思を持つこと」だと思います。

さて、もう今回の瓦版の本题に触れてしまいました。今回の委員会での議論内容は「地域コミュニティ、協働の定義」であり、ポイントはまだあつちのりに参加する際の「自発性」でした。私たち市民には自発的な行動が求められています。なぜでしょうか？

「市民委員会は地域コミュニティについて話した。」とここに書いても地域コミュニティってなに?と思う方が市民の大半だと思います。(地域コミュニティとは、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりです。)この瓦版発行の目的は、このように思う人こそ本条例に関心を持ってもらうことです。市民委員会が議論されている内容は議事録という形で市のホームページでも見られますし、これからも瓦版でお伝えしていきますが、今回はサイレントマジヨリティ(静かな大衆)についてお話ししたいと思います。

私は今24歳で、委員になるまで、市政やまちづくりのことについての専門用語など全く知りませんでした。これは年齢には関係なく、関心が向かないれば身につくことのない知識だと思えます。しかし、関心がないから関係ないのだということではありません。より良い高松市にしていくには、まちづくりに自発的に参加していくことが大事です。自分から関係していく枠を広げていくことで自発的に周りに関心を持てるようになると思います。自発的に行動することの喜びは、明るい高松の未来へとつながっていくでしょう。

条例の骨格作りに入りました

今回から、今までのワークショップで出た項目を、条例の骨格(草案)としてグループに分ける作業にかかりました。前号の瓦版でも書きましたが、高松市独自と言える項目である「見直しの仕組み」を本条例にいかしに盛り込んでいくのが問題となりました。また、ワークショップで「議会、市長、行政」に対する意見が多くあったことをそのまま条例の素案に反映させると、他市の条例と比べて、行政評価の章が大きくなってしまいました。市民委員会の役割は、各条文へ市民の思いを反映させることなのですが、条例の草案を議論していく中でバランスを考え直すことが必要となります。

今後、市民の皆さんと市民委員会との意見交換会を開催する予定です。詳細は、決まり次第お知らせいたしますので、たくさんの方のご意見をうかがえさせてもらえればと考えています。今回は「自発性」について書きました。少しでも多くの方が自治基本条例に関心を持ち、自発的に足を運んでくれることを期待します。

### 委員から一言



#### 自治基本条例の目的とは

自治基本条例の目的は高松市民ひとりひとりが幸せに暮らせること、かつ未来の市民も含めて暮らし続けることができるようになる指針を示すことであると思っています。

大野 繁美

### ●委員会の今後の予定

- 第8回委員会 6月 5日(木) 18:30~ 市役所3階32会議室
  - 第9回委員会 6月25日(水) 18:30~ 市役所11階職員研修室
- 市民参画の理念を実現化するために情報の公開に努めていきます。傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は  
担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に  
件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/JUN/05<sup>th</sup>



## 議題はとうとう住民投票に突入！

市民参加・参画の用語解説

### パブリック・アンダースタンディング(PU)

情報開示の制度を整備し、市民に社会的参加の意識を広げようとする試み。

### パブリック・インボルブメント(PI)

政策作成の過程で、市民の意見を吸い上げるために、市民に過程での意思表明の機会を作る試み。

### パブリック・コンセンサス(PC)

市民に詳細や改革過程に参加だけでなく意思共有や責任を持たせるために、各段階で市民との合意形成を導きようとする試み。

PR(政策策定段階からの市民参画)に向けて

そろそろ私たち「高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下、市民委員会)」も最後の取りまとめについて考える時期に来ました。市民委員会は、高松市の自治基本条例(以下、本条例)に盛り込む内容について、市民の目線で検討することを目的に集まりました。しかし、私たちが会議室で議論したことイコール高松市民の総意を表しているとはなりません。そこで、PR(パブリック・インボルブメント)と呼ばれる市民参画の機会を設けることにしました。簡単に言うと、市民委員会が取りまとめた本条例骨子案について、市民の皆さんとの意見交換をするフォーラムを開くということです。詳細は市の広報でお知らせします。

市民の皆さんとの意見交換をするフォーラムを開くということです。詳細は市の広報でお知らせします。

ですが、一人でも多くの市民の方に参加していただくことが大事だと思っています。

私たちが行うPRは、市民委員会委員による本条例骨子案についての説明や市民の皆さんとの意見交換などを予定しています。

また、本条例がより良いものになるように、他市との比較も大切になります。自治基本条例についてHP(ホームページ)内で情報提供している多くの自治体の中で、市民の意見を汲み取れるように具体的な制度(システム)を構築している例(システム)を構築している例(システム)を構築している例(システム)に特に注目しています。

瓦版第3号で柘植委員長が比喩として述べた「本条例は市を動かすOS(オペレーティングシステム)と似ている」という言葉は、「市民の意見を市政に反映させる道具を整備すること」を意味します。今回のPRは、民意反映の機会を本条例制定段階から取り入れようという意識したものです。市民の皆さんの意見を募る機会は今回のイベントだけではなく、下記のメールアドレスでも受け付けています。

PR告知は以上です。まずはPRに参加することで、制定段階からの市民参画を体験してみませんか？

住民投票とポピュリズム(大衆迎合主義)の危惧、多数決の限界

今回の会議では、本条例骨子案の各項目のニュアンスについて討議しました。次回は、本条例の重要項目である住民投票の要件について考えていきます。ここで少し「住民投票制度」について整理してみたいと思います。住民投票は、行政と議会に対して市民の意思を示す最後の切り札ですが、その一方、選挙により市長や議員に一日でも民意を負託したのだから、その必要性は生じないという方もいらっしゃいます。しかし、高松市と牟礼町の合併にいたるまでの過程において、その歪みを目にしたのも現実です。それとは別に、残念ながら住民投票の結果が必ずしも常に正しい判断とは限りません。目先の利害に惑わされたり、特定の情報によって偏った意見のみ注目された場合には、市の合理的・長期的な判断を市民が否定してしまう可能性もあるからです。

このようなポピュリズムへの警戒も兼ね、住民投票を過信しすぎず、かつ、お任せ民主主義でない未来を考えねばなりません。この辺りを次回の委員会で議論する予定です。

このようなポピュリズムへの警戒も兼ね、住民投票を過信しすぎず、かつ、お任せ民主主義でない未来を考えねばなりません。この辺りを次回の委員会で議論する予定です。

## 委員から一言



### プロセスを大切に

最初の会議での委員長の言葉が『プロセスを大切に』と言う事だったので、自分なりに考えながらワークショップ等に臨んできました。初めはどのような事だろうと思っていましたが、徐々に自治基本条例の形が見えて来た時には、人の力の偉大さを感じました。この先、委員の人たちの条例骨子案が、良い結果を出す事を信じ、また期待しながら頑張ってくださいと思います。

上枝 秀則

## ●委員会の今後の予定

- 第10回委員会 7月 3日(木) 18:30~ 市役所3階32会議室
- 第11回委員会 7月 9日(水) 18:30~ 市役所11階職員研修室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

## ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/JUL/03<sup>th</sup>

## 住民投票について大いに議論しました

### 住民投票についての記述

結果	拘束	投票結果に法的拘束力を持たせる
	非拘束	結果を尊重する または参考とするが縛られない

**住民投票について**

今まで隔週(月2回)開催であった高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下、委員会)ですが、予定した会議日程だけでは議論がまとまらないことが想定され、7月は3回の開催となりました。議論は尽くさねばならないので、各委員が多忙とは思いますが、今が踏ん張りどころなので、ご理解をお願いいたします。

そして、7月25日(金)には、市民のみなさんの意見を募るための委員会主催フォーラムを開催します。各委員は準備作業等への参加をお願いします。

6月25日(水)に開催された第9回会議では自治基本条例の重要項目と位置付けした「住民(市民)投票」について、議論が白熱しました。結果から先に述べますと、高松市自治基本条例(仮称)での住民投票の発議(住民投票の実施を請求する)の要件については「詳細は別途条例にて定める」とし、結果については、法的拘束力のない「非拘束型」としました。

この委員会では、各委員が事前に自学自習をし、互いに意見を述べて議論しています。議論の結果、住民投票の規定を設けることは意見が一致しましたが、発議するための要件を記述するかどうかで意見が割れました。それを受け、委員長から「以前この委員会の進め方として、多数決をもって決めないことにしました。だから、全員が合意できるような基本的な部分に止めましょう。」との言葉により、発議要件を別途条例にて定め、併せて市民だけでなく市長も発議できることとしました。

この議論にしっかりと時間をかけたため、予定の議題まで達しなかったことは残念ですが、その分、委員会として産みの苦しみを共有できました。

どうすれば市民に浸透する条例になるのか

次に、市政の決定過程の段階にどのように市民が参加できるのか?特に高松市の特徴として瓦版65でも記載した「途中で引き戻せる過程」について、どの様に制度に落とし込むのか議論をしました。「いつでも、何でも、何度でも」となれば、市政はたちまち滞ってしまいます。しかし、一度決まって走り出したら止められないというのでも困ります。議論の結果、「高松市総合計画」がまちづくりの指針となる計画なので、その進捗状況を管理したり、計画と時代が合わなくなっていないかを検証する「中途判断の機会」に市民が参加できるようにすることで、実現しようという意見に達しました。

今回の様に、住民投票や中途見直しについて細かく明記しなくても、実は工夫すれば同じことはできるのです。逆に、自治基本条例が市民の権利のみ主張する道具として扱われる可能性もあります。しかし、自治基本条例を実現することで、市民と行政が未来を見つめ、パランスの良い関係を築く基礎を再構築しようとしているのです。

### 委員から一言



#### 未来につながる まちづくりを

子や孫に「この町に生まれてよかった」と言ってもらえる“まちづくり”のために、自治基本条例は大切だと思い参加しました。会を重ねる度にこの委員会の重みがわかり、悩みましたが、ディスカッションを続け、骨子が出来上がっていく過程に喜びを感じています。

吉田 静子

### ●委員会の今後の予定

フォーラム 7月25日(金) 12:00~ 市役所 1階市民ホール  
第13回委員会 8月 7日(木) 18:30~ 市役所 3階32会議室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当:立野 neworder610@yahoo.co.jpに

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/JUL/25<sup>th</sup>

## 今までの議論の成果をフォーラムで発表！意見等を集めました



写真：フォーラムの様子

市民委員会主催のフォーラムを遂に開催

盛夏の7月25日(金)12時～13時にパブリック・インボルブメントの一環として、市役所一階の市民ホールにて、「自治基本条例を考えるフォーラム」みんなで高松市の憲法を考えよう！』を実施致しました。堅苦しい内容だけに客席はガラガラになるのではと危惧していましたが、当日は当初設置した椅子50席では足らず「満員御礼」状態で、約70人ほどの方に、高松市の自治基本条例体系骨子案などを説明しました。この場所は各種のパネル展示等に利用されることが多いのですが、フォーラム形式のイベントに使用されるのは初のことだそうです。場所柄通りの市民の方にも見ていただき、時間・場所の設定も良かったのだと思います。市民のみならず少くとも知ってらおうとする市民委員会の姿勢が伝わったのではないのでしょうか？

会場では、参加した市民のみなさんに意見を書いてくださいとお願いしたこともあり、いろいろな意見を頂けました。概ね好意的な感想や応援メッセージが多く、自治基本条例に盛り込む内容についての意見もありました。

私たち市民委員会での議論は最終段階に近づいています。が、条例の成文化を行う別の委員会においても、様々な市民への情報公開が積極的に行われることを期待します。

私たちは、これから自治基本条例に盛り込む内容を取りまとめる段階に入りますが、その中においても、市民委員会の公開、市のホームページでの議事録や開催日程の公開、市民委員会での議論の過程を瓦版で公開、パブリック・インボルブメントによる市民への問いかけ等「市民との対話の重要性」を教訓として、条例に反映させていけるかどうか、最後までご期待ください。

議論は一通り完了！  
残りは提言書にまとめる作業

7月に入って、開催スペースが短くなり、連続週の市民委員会開催となりましたが、各委員は熱心に議論を重ねていき、行政と議会について、そして雑則の章を討議し、自治基本条例骨子草案の各項目について、なんとか議論を一通り完了することができました。

行政と議会の分野は、最初の段階で行ったワークショップでも多くの意見が出た部分だったので、関連する項目についての議論は白熱し、時間との戦いだったと言えます。この会議は多数決ではなく、委員の合意形成を重んじていただけに、取りまとめた内容を見ると抽象的なものを感じるかもしれませんが、委員会の議事録やこの瓦版にてそれまでの議論の過程を残していますので、ぜひご覧ください。

今後の委員会では、自治基本条例に盛り込む内容を取りまとめ、「提言書」として市長へ提出します。この後は、私たちの議論を基に、別の委員会が条文の成文化作業に着手し、その条文案が議会に上程され、審議を受けることとなります。市民が市政に関わる道筋を示すのが自治基本条例ですから、制定されるまでの過程においても、市民に情報公開されるよう注目しましょう。

### 委員から一言



#### 過程そのものが。

市民委員会も終盤に近づいてきました。委員それぞれにいろいろな想い、意見があります。議論を経て少しずつ形になっていく、その過程そのものが私たち市民の貴重な財産になると感じています。

池田 幸恵

### ●委員会の今後の予定

次回委員会 8月20日(水) 18:30～ 市役所11階職員研修室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。  
傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

#### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



# KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/OCT/08<sup>th</sup>

## 第一幕終了 そして第二幕へ

### 高松市自治基本条例（仮称）に関する提言の特徴

- 1 市民・行政・議会の関係整理
- 2 情報共有と参加・協働の原則の明示
- 3 過程明示の原則を独自に創設
- 4 開かれた議会（議員）まで言及
- 5 検討過程でのフラットな議論方法

**提言書完成最終段階**  
 ～想いは細部に宿る～

前回の瓦版でお伝えしましたが、7月25日（金）に市民委員会主催のP1（パブリック・インボルブメント）として、「自治基本条例を考えるフォーラム」みんなで高松市の憲法を考えよう！」を開催しました。当日は70名余りの方のご参加を得て、貴重なご意見をいただきました。また、アンケートの中で、私たちが市民委員会及び高松市自治基本条例（仮称）体系骨子案に対するご提案を募らせていただきました。

それ以降、市民委員会では、フォーラムで集まった意見も踏まえて、市長に提出する「提言書」の作成に取り組んできました。いわゆる、詰めの段階です。

自治基本条例が皆様の前にお見えされた時には、「みんなの想いをひとつにまとめているか」、「自治の主体として市民の権利と義務が規定されているか」、「市民・行政・議会の新たな関係が明記されているか」、「生きた条例になるか」等のポイントを皆様にも検証していただきたいです。我々市民委員会メンバーも、注意深く見守っていきたいと思っております。

詰めの段階というところ、提言書（案）内の言葉の「一つ」に市民委員会の「想い」をきちんと反映するべく、「ていをは」まで丁寧に検証してきました。そして、提言書を作り上げました。

この提言書では、19人の委員の意見をできるだけ反映するように、少数意見も議論の過程にきめるよう努めました。こうして出来上がった提言書は、私たち市民委員会の委員の総意としてとりまとめたものです。

自治基本条例が皆様の前にお見えされた時には、「みんなの想いをひとつにまとめているか」、「自治の主体として市民の権利と義務が規定されているか」、「市民・行政・議会の新たな関係が明記されているか」、「生きた条例になるか」等のポイントを皆様にも検証していただきたいです。我々市民委員会メンバーも、注意深く見守っていきたいと思っております。

これが完成形ではありません。「もっ」といふ道筋があるよ」といふ市民がとんとん増えてくれれば、必要に応じてこの条例を見直し（バージョンアップ）していくことが大切です。これからも刮目かつつもへし続けましょう！


この提言書を11月4日（火）に市民委員会から市長に提出します。それ以後は、新しく設置される「高松市自治基本条例制定委員会（仮称）」で、条例案が作成されます。

提言書に記載した内容は抽象的表現が多く、結局何が変わらないではないかと言われるかも知れませんが、それは、実体制度との相違点が分かりにくいからです。とは言っても、制度が足りないと感じることもあります。また、他市では、自治基本条例を作っても制度が追いついてないという状況もあります。このことから、条例を補完する制度を進め、実効化させることが重要となります。

自治基本条例は、市民の皆さんに市政参加を強制するのではなく、市民の皆さんが、市政参加に向けて歩もうとする時、その先を指し示す道標（みちしるべ）なのです。どこへ行くのかといった「まっさら」にについては、幾分計画が示されています。その目標へどうやって近づけるかを自治基本条例は明示するに過ぎません。しかし、明示されたものもなく目的へ突き進んでいた今までに比べれば、市民の前に進むべき道が開けるようになると思います。

未来への「道標（みちしるべ）」

**委員から一言**

 **大事なこと**

今までの瓦版で、色々大事なことを述べてきたと思います。その中でも「みんなの条例であること」より大事なことはありません。未熟ながらも瓦版にて皆様に様々な想いをお伝えてきていたならば、最後にこのことを伝えられれば、幸いです。

これまでのご愛読、ありがとうございます。た。

立野 新治

**●委員会の今後の予定**

市長への提言および概要説明  
 11月4日（火） 18:30～ 市役所4階 会議室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会  
 この瓦版に対するご意見は  
 担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に  
 件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135



**高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書**

高松市自治基本条例を考える市民委員会  
（事務局）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
高松市市民政策部企画課（自治基本条例担当）

T E L 087-839-2135

F A X 087-839-2125

Eメール [kikaku@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kikaku@city.takamatsu.lg.jp)